

平成 30 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 3 号

平成 30 年 3 月 9 日 午前 10 時開議

1. 出席議員

1 番	大 越 勇 一 君	7 番	高 橋 一 男 君
2 番	新 井 滄 吉 君	8 番	今 井 利 和 君
3 番	石 山 肖 子 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	花 嶋 美清雄 君	10 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	新 井 邦 弘 君	11 番	石 井 公一郎 君
6 番	坂 本 啓 次 君	12 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	杉 山 英 彦 君
総 務 課	長	清 水 一 男 君
企 画 課	長	飯 塚 良 一 君
財 政 課	長	武 藤 武 治 君
税 務 課	長	赤尾津 政 男 君
住 民 課	長	金 子 三千雄 君
福 祉 課	長	石 田 通 夫 君
子 育 て 支 援 課	長	岡 野 成 子 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		須 海 満 君
環 境 対 策 課	長	大 津 善 男 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		中 島 頼 明 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大 越 直 樹 君
都 市 建 設 課	長	石 川 篤 君
会 計 課	長	飯 島 和 代 君
学 校 教 育 課	長	寺 田 寛 君
生 涯 学 習 課	長	野 田 文 雄 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成30年3月9日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1 番通告者， 6 番坂本啓次議員。

〔6 番坂本啓次君登壇〕

○6 番（坂本啓次君） おはようございます。きょうは強い夕べの雨でぬかるんでいる中、傍聴席に皆さん来ていただいてありがとうございます。期待できるかどうかは心配していますがけれども、よろしくお願いします。

私の今回の質問は、今まさに栄橋の重要性というのを一番鑑みるような工事中で、あの工事中の不便さと言ったらものすごい影響していると思います。それで、私はあの工事に関しては、ありがたいなと思っております。

それで、茨城県から千葉県に行く利用者がかなりおられます。その方が印西市や成田市、

その他で用事を済ませ戻るとき、ちょうど土手を伝わってきますと、千葉県側のほうの栄橋の交差点のところの信号機が時差式にもなっておらず、右折車の車両の車線はあるんですが、たまたまものすごい混んでいるときに全然戻れないというような苦情がよく私の耳に入ってきました。そこで、今回はその点を一般質問として上げています。

1番として、千葉竜ヶ崎線、栄橋我孫子側信号機の成田方面より利根町に右折する際の信号が時差式にもなっておらず、右折することが非常に困難になっています。せめて時間差を取り入れるか、右折優先の矢印信号を設けてほしい。我孫子市側への要請はできないものか、伺います。

残りは自席にていたします。

○議長（船川京子君） 坂本啓次議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

千葉県の我孫子側栄橋の信号機で、成田方面から利根町に右折する際の信号機については、議員ご指摘のとおり、矢印式や時差式信号機とはなっていないため、右折車両が多くなることにより、渋滞を起こす原因となっております。

そこで、管轄が我孫子警察署になっていきますので、確認をしましたところ、矢印信号機の設置については、対面する反対方向の信号機にも矢印式信号機が設置できる状況でないと、矢印式信号機が設置できないということでした。

具体的に言いますと、議員ご質問の成田方面から利根町に右折する際の信号機と、反対方向である国道6号線方面から布佐駅方面に右折する際の信号機の両方の信号機において、矢印式信号機が設置できる条件を満たしていないと設置できないという回答でありました。

今回ご質問の反対方向となる国道6号線方面から布佐駅方面に右折する際には、右折レーンがありますが、右折レーンの長さが確保されていないことで矢印式信号機は設置できないということでもあります。

こうしたことで、交差点では、反対方向と両方の信号機において矢印式信号機が設置できる状況でないと、成田方面からの信号機を矢印式信号機に変更できないということでありました。

また、時差式信号機の新たな設置は、交通状況の混乱のため、現在は設置を行っていないということでございます。

このような状況ですが、千葉県の信号機の管理については、管轄が我孫子警察署となっておりますので、栄橋の渋滞緩和のために、改めて、交通量等の調査と矢印式や時差式信号機の設置検討をしていただくための要望を行っていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 6番坂本議員。

○6番（坂本啓次君） ただいまの町長の返答ですと、対面の矢印がつけられる状態でないといけないという縛りがあったと、それを私は知らなかったんですが、だったらせめて時間差だけでもいいから取り入れてもらえるように、ぜひとも緊急措置として要望を警察のほうに上げてほしいと思います。よろしくお願いします。それはそれ以上言っても無理でしょうから。

次に2番目の町道112号線大房立木線の文間小学校への通学路交差点の信号機設置はできないものか。早朝通学時間帯に自動車通勤利用者が多く、これは龍ヶ崎市のほうに行く人が多いらしいんですね、信号機があれば安全に通行できるのではないかと非常に心配していると、私のところにお話に来た人がかなりおりました。

そこで質問いたしますが、この件に関してはあそこに信号機がつけられるかどうか、ご返答をお願いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町道112号線の文間小学校入り口の交差点への信号機設置についてのご質問にお答えいたします。

現在、町道112号線の文間小学校への入り口の交差点ですが、議員ご指摘のとおり、朝の通学時間帯は通行する車両も多く、道路も拡幅されたことにより、速度を上げる車両も多くなっているのが現状でございます。

そこで、文間小学校の児童が安全に通学できるようにしなければならないことから、押しボタン式信号機の新設について、昨年度と今年度と、続けて取手警察署に要望を行っているところでございます。

今後におきましても、通学路の安全確保の観点から、継続して取手警察署に信号機の設置要望を行っていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 町としてはそうやって要望しているというのは、いいことですが、そのために先生方がある程度来て手旗とか、そういうのをやっていただいているのを私は見ました。だから先生たちの努力もありがたいんですが、町としては先生たちには教えるための時間帯をいっぱいつくってあげて、そういう無駄ではないんだけど、交通安全に関しては、できれば町がどうにか安全を確保するという事で、早急に信号機を設けるという対策をお願いしたいと思います。

あそこを見ていると、朝の7時過ぎから8時の学校が始まる間というのは、もえぎ野あたりからの生徒が多いみたいです。そうすると、子どもたちに怒ってもしようがないんだけど、だらだらだらやられると、パーっと行ってもう来ないんだろうと思ったら、スーっと駆けて来たときが2回ほどあったらしいんです。

そういうことで、事故は今のところはないんだけど、万が一事故でも起きたら誰の責任だと言われても、これ町当局の管理の仕方が悪いと言われるのは当然のことなんです。だ

から、私はそれを注意するためにやっているのです、ぜひともその点は早目に、早急に交通安全協会のほうから認可をいただけるように頑張ってもらいたいと思います。我々も事あるときにそういうことは言っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは大きな2番目として、取手東線の羽中より千葉竜ヶ崎線へのバイパスについてお伺いします。

これは昨年、取手東線の羽中より千葉竜ヶ崎線バイパスのことにに関して、県及び豊田新利根土地改良区とかいろいろ来て、我々は説明を受けました。そのときの内容を言いますと、予算とか何かの都合もあるだろうけれども、今後あそこはちょうど基盤整備に入りますので、それによってどうのこうのと言ったし、あとは設計の問題もいろいろ変わって変更が多いんですね。変更するのもいいんですけど、あそこはできれば当初の状態ですらあったほうが、排水とかの問題がものすごく危惧するところがあるみたいなことを、地元の人が言っています。それより何より早くやってくれという意見が多いので、基盤整備そのものよりも、早くあそこを測量して工事が始まるぐらいの体制をとって町民の気持ちを満足させないと、やっぱり基盤整備あたりの協力もしづらくなるのではないかと、それを危惧するんです。

我々は町民の便利さをするために基盤整備をやるんだ、やれ道路をつくるんだという前提のもとにやっているはずなんです。だったら地元の人たちが気持ちよく、ああよかった、基盤整備に100%協力してよかった、道路もよくなった、排水もよくなったというような現況が早目に来ないと、10年も20年も先ではないかと思って、今のところ心配しているんです。10年も先にあんなことやったって誰も喜ばないですから、今、土地を持っている人は70歳から80歳、90歳の人が多いんですから、その点を考えたら、早急にやるような体制をとることは、これ必要だと思います。

それで都市建設課の課長、どの辺の勢いでやるのか、それとスピード感、それを聞かせてください。あと意気込みだね、よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この取手東線バイパス道路の整備関係の進捗状況ですが、これは私が議員やっている当時からの問題でもありました。そこで、この件に関して、町長に就任してすぐに県知事に要望に行ってまいりました。なるべく早くできるようにという回答もいただいておりますので、今の進捗状況は、羽中地内から中田切地内を通し押付新田地内利根川堤防まで、前は計画があったんです。全区間3.1キロメートル、羽中地内の国保診療所付近から中田切地内の主要地方道千葉竜ヶ崎線までの約1.1キロメートルの整備を最優先的に進めると聞いております。

この計画区間の中には、利根地区は場整備事業で地元のご理解・ご協力をいただき、創設換地の手法により約3分の1の道路用地を県が先行取得したという経緯がございます。

残る3分の2の用地につきましても、現在、新たな農地の基盤整備事業計画が進められ

ておりますことから、関係機関との調整を重ねており、この調整を踏まえ、昨年11月に開催した道路計画についての地元説明会では、地元の皆様から、排水について十分に考慮した計画で早期に道路整備を実施してほしいとの強い要望がございました。

県としても、この要望に沿って、町を初めとする関係機関とも連携しながら、しっかりと取り組んでまいりたいとの考えをいただいております。

また、今後、調整が進んだ段階で、改めて地元や地権者の皆様に対する説明会を開催し、排水路等の構造を含めた道路計画を提示する予定と聞いております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） それでは、今、町長から明快な回答の半分ぐらいの気持ちで聞いていましたが、町長が今言ったように、町長が議員やっていた時代は15年前ぐらい、10年はたつよね、そのくらいからずっとやっても町の進展というのは少ないんですよ。そのためにも基盤整備をやろうという気持ちだが、今回はその基盤整備を兼ねて一緒にやるということで、ぜひとも今の意気込みを忘れずに、早急これを完成できるように頑張ってもらいたいと思います。期待していますからよろしくお願いします。

それでは大きな3番です。公民館駐車場及び施設整備状況についてお伺いします。

公民館の駐車場については、特別委員会というのをやっていろいろお歴々の質疑の中に、大体内容的にはほとんど回答を得ちゃったので、私として聞きたいのは、地元地権者の絶大な協力をいただいたということに関して、努力したことは認めます。それと、早目にやってあの土地が利用できるのは、公民館のためだけじゃないんです。文小学校の子供たちのためにも、ぜひ安全を確保できるためのいいところがあるんです。その点は早目にやってもらうようにしてもらいたいと思います。

この間の回答で十分でしたので、あれは「広報とね」にも我々の「議会だより」にも載せますので大丈夫だと思います。ただ一つだけ聞きたいのは、土地の地権者が4人だけ、その4人の地権者の100%の協力が得られると思いますか、それだけ再確認したいと思います。お願いします。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） それでは、坂本議員のご質問にお答えいたします。

きのうご承認いただいた案件かと思いますが、契約のほうは整っておりまして、きのう議会承認をいただきましたのでそれで契約が成立ということで、4人の方、全て契約成立でございます。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） そのような状態になっていると思いましたが、課長からきちんと聞いたほうが、私の質問する意味がなくなってしまうので、ありがとうございます。それはよかったです。

それでは、（2）のほうにいきます。公民館を利用している方々の意見として、舞台壇

上への階段手すりはつけられないものか、また、壇上への車椅子での乗り入れなどできないものか、スロープをつけてもらえないかなど等の要望が私のところに、どうなんだと来ました。その件に関しては聞いてみましょうということで今回聞いているんです。これが一般質問なんです。よろしく。

それで問題は、スロープで上るというのは、車椅子を利用している人がいるんです。あそこでカラオケだとか、車椅子を利用している方々も、あの壇上に上がりたいという要望をしているらしいのです。ただ上るときにものすごい大変らしいんですよ。何しろ、カラオケやっているのはみんな70歳以上なんです。疲れちゃって困っちゃうんですよなんて言う話もありました。だから、町民が使って、あれは使用料も取っているらしいから、設備としては、そういう人たちにも安全・安心で気持ちよく利用できるような状態をつくっておいてもらったらいかなと思います、今回この質問をしたわけでございます。

今後、公民館の運営の仕方いろいろ変えるんだという話も聞いていますから、使う人が満足できるような体制をとっておかないと、公民館を利用する人が、苦情は余り言わないらしいけれども、でもそういう感じで表面に出てこない不満を持っている方がおられますので、ぜひとも町としては公民館の充実を図るためにも、今後どのようにするかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 公民館ホール舞台壇上への階段の手すり、車椅子用のスロープの取り付けの要望についてのご質問ですが、教育長より答弁をさせます。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 坂本議員にはいろいろとご心配をおかけして、ご迷惑をおかけしているかなと思います。

今、公民館ホール壇上への階段の手すり及び車椅子用のスロープの取り付けの要望がございましたが、どのように考えているかということでございますが、まず、1点目の階段の手すりの取り付けにつきましては、平成30年度の予算に計上しておりますので、今定例会で平成30年度の予算が承認していただければ、手すり取り付け工事を早急に実施したいと思っております。

また、2点目の車椅子用のスロープの取り付けにつきましては、車椅子で昇り降りできるスロープの勾配がでございます。このバリアフリーの基準では屋内で12分の1以下でございますので、12センチメートル進むと高低差が1センチメートル生まれるような勾配以下にするという基準がでございます。この基準を満たすためには、公民館ホール舞台壇上の高さが1メートルほどございますので、12メートル以上の長さのスロープが必要になってくるものでございます。

また、公民館ホールの舞台から固定席までの長さが10メートル以下でございますので、このことを考慮いたしますと、スロープの取り付けは非常に困難かなと考えております。

大変ご迷惑をおかけしておりますが、内側の緩やかな階段を、会場の方にご協力いただいで上がっていただくようなことでご協力いただければと考えております。

○議長（船川京子君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 大体そんなところかなと思っていましたので、私も現地に行って調べてきました。そしたら、階段というかトイレがありますね、通路、あのところに細かく3段、4段、3段ぐらいで小さく上がっていくところがあるんです。舞台袖のほう、あそこなら、あれを半分犠牲にして、あそこに小さくつけて、今言ったような規格のことでなくて、車椅子で上るためには平らでなくてはならない、階段でこうやっていくのは大変なんだから、押していけるだけにするには、あそこに移動型の、よく言うコンパネでつくるような感じなんだけど、そういうものをつくって、途中まで上ったら、またそれを上に移動していったという感じで細かくつくれば上がりやすいというのは、現状を車椅子の人に聞いたら、それでも助かりますという話なんですよ。

だから、表側は確かにあの高さでは距離が出てくるから、町の税金かもしれないけど、予算でやるというのは大変だと思うんです。でも予算ない中でやる分には、トイレ側の通路、あその階段細かくなっていますね、3段、3段、4段だかわかんないけど、なっている。あの距離だったら、あそこに平らな板を載せて滑らせるという感じだから、車椅子の方も乗れる、走れるというわけなんです。

だから、そういうことも考えてあげて、ぜひ、車椅子の方にはご不便かもしれないけれども、でも押す人がそれでも楽だよという人がいたんですよ。だから、トイレ側の階段、3段、4段ぐらいの階段がありますね。あそこにちょっと工夫して、移動型でちょっと乗せればできるような感じで、安心・安全なものでないと困るけど、ただ適当では。ちゃんとした形でやって、普段は外しておいてもらって、車椅子の方が来たときだけ乗せて使えば、そんなに場所も取らないし、できるらしいんですよ。それも中村課長補佐に聞いたならば、やっぱりそう言っているの、ああそうですねと、それならばいいかもしれませんねって。

それは車椅子を利用する人から話を聞いたことがあるんですよ、それを世話している人に、それでもいいんだよ、坂本どうにかできないかと言われたので、どうにかしましょうということで話しているんですから、どうにかしてほしいんです。わかりますか。教育長、大丈夫だね。

ぜひともそのようにいろいろな工夫で、車椅子の人が安心・安全で、あそこでカラオケをばんばんやっているらしいんですから、ぜひとも協力できるように、町の施設として、町長、頼みますよ、よろしくお願ひしたいと思います。教育長、頼みます。

教育長に、やるか、やらないかの返事だけいただいて私の質問はこれで終わります。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 坂本議員のお考え、十分にわかりましたので、できるだけ業者

と相談しながら、今後進める方向で考えさせていただきたいと思います。

また、階段の緩やかなところを車椅子で上がっていくじゃなくて、車椅子だけ先に上げていただいて介助の方の肩なり、介助しながら上がっていただければ、そういうやり方もあるかな。

本当に皆さんが気持ちよく、そして安全に使えるように、今後も検討していきたいと思っています。

○議長（船川京子君） 坂本啓次議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を10時40分とします。

午前10時28分休憩

午前10時40分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、7番高橋一男議員。

〔7番高橋一男君登壇〕

○7番（高橋一男君） 皆さん、おはようございます。2番通告、7番高橋です。

昨夜から今朝にかけて大変な大雨で、また足元の悪い中、このように大勢傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

通告順に従いまして一般質問を行います。

私は今回大きく分けて2点、質問いたします。

まず、1点目です。総務行政についてお尋ねいたします。

昨年7月に町長選挙が行われ、佐々木町長が誕生して8カ月になります。利根町の現状は平成30年1月1日現在の常住人口統計調査によると、利根町の人口は1万5,816人、65歳以上の高齢者数が6,611人で高齢化率が43.1%と、茨城県44市町村で大子町に次いで非常に高い。

また、平成29年4月に利根町は過疎地域指定を受け、過疎の町になった。首都圏まで40キロ圏内と都心に近く、自然と緑豊かなこの恵まれた環境でありながら過疎の町になったことで、近隣市町村から見ても、利根町のイメージが非常に悪くなっている。しかし、過疎地域指定を受けたことを契機に、交付金や過疎債など最大限活用して、この利根町を再建し、魅力あるまちづくりが求められているところでございます。特に、高齢者にやさしいまちづくりが大事ではないかと思っているところであります。

また、ことし4月から、町長の公約の一つでもある町長給料を1年6カ月間半額にして、福祉バス1台の購入に充てるなど、さまざまな住民の声を一つ一つ聞きながら真剣に取り組んでいることを、住民の皆さんは高く評価していると私は伺っております。そこで、これまでの町長公約や今後の事業等についてお伺いいたします。

まず、1点目ですけれども、町長公約の基本姿勢、5本の柱の進捗状況についてお伺い

いたします。

2点目からは自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 高橋一男議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、高橋議員の質問にお答えをいたします。

一つ目の公約の「利根町を子供教育の先進町に。教育行政の見直しについて」ですが、私と教育委員会委員との間で教育に関する協議・調整の場として開催しております利根町総合教育会議があります。この総合教育会議を昨年11月22日に開催いたしまして、利根町の将来を見据えた小学校のあり方について話し合いを行いました。

この会議の中で、町内小中学校の教育環境を整備し教育効果を高めることを目的に、小中学校の適正規模や適正配置、また小中一貫校に関し、計画策定にかかわる基本的な方針、具体的な方策について調査検討を行うための、小中学校適正配置等調査検討委員会を教育委員会に設置し、提言していただくことになりました。

この委員会は、教育委員会の附属機関に準ずる組織として、学識経験者や保護者など10名の委員で組織され、小中一貫校、義務教育学校の導入も含め、児童生徒の減少による教育課題など教育的視点からの将来の小中学校のあり方について調査・検討し、教育委員会に答申をしていただくこととなっております。

続いて、英語サポート校についてですが、現在、東文間小学校跡地を改修し、英語サポート校を開校する目的で検証を行っているところでございます。

開校には、まず建物の用途変更の手続きが必要になりますので、県の建築指導課の指導を仰ぎながら進めております。

また、用途変更の許可については、詳細な事業の運営方法や予算の検討、町民の意向調査、町民主体の協議会の設置等、県建築指導課の事前協議まで時間を要することから、平成30年度は小学児童の1年生から6年生を対象にした英語教室を、生涯学習施設で実施していきたいと考えております。

現在、学習プログラムの内容や方法、指導全般についての調査研究と、事業主体について検討をしております。

次に、ボランティア講師の件については、小学児童を対象にした英語教育の指導経験があるボランティア講師の発掘を進めているところでありまして、元英語教員の方々や町内英会話サークルの方々など、さまざまな方面の方に積極的に講師のお願いをしているところでございます。

また、今月発行の「広報とね」3月号にも募集記事を掲載いたしまして、ボランティア講師の募集を幅広く行っているところでございます。

次に、二つ目に掲げました「免許証を返納しても安心の町を。高齢者の足の確保」です

が、福祉バスにつきましては、車両の賃貸借契約の締結を行いましたので、4月からの増車に向けて、現在準備を進めているところであります。

車両を1台ふやすことによりまして、町内を循環する新しいコースを設けます。この新コース設定によりまして、現在、比較的利用者の多い文地区、布川地区のバス停は運行本数をふやすことができますので、買い物などの際には、さらに利用しやすくなるものと考えております。

また、住民の方々への周知ですが、今月の初めに全戸配布しました「平成30年度版 このころの健康づくりカレンダー」の中に福祉バスの路線図と時刻表を掲載しておりますので、ごらんいただければと考えております。

また、その他にも町の公式ホームページなどを利用して周知していきたいと考えております。

次に、三つ目に掲げました「住民自治基本条例の推進」ですが、現在、条例制定のための諮問機関となる住民自治基本条例検討委員会の設置準備を進めるとともに、平成30年度当初予算に委員報酬を計上したところでございます。

四つ目の公約の「地産地消、販路拡大で利根町の活性化。農業に活力」を図るということで、まず、学校給食における取り組み状況でございますが、現在、全ての小中学校で利根町産コシヒカリや利根町産のみそを使用しております。地場野菜につきましては、月に1回、第2金曜日に「いばらきをたべよう給食」を実施し、発注時に、できるだけ利根町産を含む茨城県産の野菜を納入していただくようお願いをしているところでございます。

しかしながら、過去にも地場野菜の納入については実施を試みておりますが、大きさの不揃いや数がそろわないなどいろいろな問題があり、実現には至らなかったという経緯がございます。利根町産の地場野菜を学校給食に使用するには、一定の数量が必要になることや、安定的に供給していただく必要があることなど、いろいろ条件があるかと思っておりますので、今後、農家の皆様にご協力をいただけるかどうかを確認していただきたいと考えております。

利根町の学校給食は、自校方式で調理しているため、出来たてでとてもおいしいと、近隣市町村の中でも評判が高い状況にあります。特に給食センター方式の市町村から利根町の学校に異動してきた先生方からは、利根町の給食を食べたらほかの給食は食べられないと言われるぐらいレベルの高い給食ではないかと考えております。給食は、成長期の小中学校児童生徒の体をつくるとても大切な役割を果たしております。今後も、安全で安心な質の高い給食を提供できるよう努力をしていきたいと考えております。

続いて、地産地消の農業支援としまして、駐車場等を利用した町内産野菜等の直売会の開催を計画しております。現在のところ、直売会に参加していただける生産者の意向確認をしておりますが、昨年の秋にJ A 竜ヶ崎利根農作物直売所部会の会議に出席し、計画内容を説明し、参加協力をお願いしております。

また、直売所以外に出荷されている生産関係者の皆様にも協力していただいておりますが、現在栽培している野菜のほかに栽培をお願いすることとなりますので、今後の栽培計画もあることから、協力をいただけるか意向を確認をしているところでございます。

現在のところですが、協力を得られそうな生産者は1軒でございます。

それと、利根町産の米ですが、東京のほうに行ってPRと販売を行ってきたところでございます。

次に、五つ目の「地域にやさしい防災対策」についての進捗状況についてお答えいたします。

「緊急車両の通行できない道路の拡幅」につきましては、既に道路の防災機能向上と良好な住環境の確保を図るため、要綱を制定しております。この要綱に基づき、昨年10月に立木の寺内地区より道路拡幅整備要望書が提出されましたので、立木寺内地区道路拡幅事業を平成30年度に着手しまして、平成33年度完了予定で進めてまいります。

この事業につきましては、平成30年度社会整備総合交付金の狹隘道路整備等促進事業の本要望を提出しているところでございます。

○議長（船川京子君） 7番高橋議員。

○7番（高橋一男君） ただいま町長から公約いろいろ出されました。

まず、東文間小学校の英語サポート校の件なんですが、これは用途変更などがあることで時間もかかるし、予算的なものもかかると思いますが、まず、時期的にいつごろの予定を考えているのか、その時期をちょっとお知らせいただきたい。

それから、4月から福祉バス1台増車ということで、これは住民にとっては非常にありがたい、便利で、本当に利用しやすいことであろうと思いますので、この辺はこれから利根町の高齢者が増える中で非常に便利に使えるのではないかと考えております。

ただ、これはこれでいいんですが、学校給食の野菜とか、あるいは直売の野菜の出荷ですね、この場合、利根町の場合は水田が主ですので、なかなか野菜といっても限られた商品しか集荷できないんですよ。どうしても市場あるいは違うところから購入しないと、全体の野菜の量が集まらないということで、なかなか地場野菜と言いましても、ヤオコーとかランドロームとか、ああいうところに行けば地場産の野菜を売っているコーナーがありますけれども、あそこに行って見てもわかるように、品数というものは限られているんです。ですから、そういうものもあるので、なかなかこれ地場産業というのは難しい、数量を集めるのが難しいのかなと感じておりますけれども、ただ1点、町長が一生懸命東京に行ってコシヒカリを売っているんだと、こういうのを大々的に利根町のブランドとして米を大いにアピールして売るとは、これは利根町は米どころですから、これを基本に進めていってもらいたいなということで今の答弁を伺ったんですが、1点だけ、東文間小学校の英語サポートの件の時期だけ、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 東文間小学校の英語サポート校ということで、県の建築指導課のほうに職員に行っていたところ、まず、用途変更なんです、この件が英語サポート校で1室とか下だけ使う用途ではちょっと難しいんじゃないかというお答えをいただきました。

先ほど高橋議員もおっしゃったとおり、高齢者がふえています。そして公民館などのいろいろな利用を見ても、予約が取れない状況が非常に多いんですね。ですから生涯学習をやるにしても、いろいろな高齢者が使うにしても、そういう施設を生涯学習課のほうで考えていただいて、その中に高齢者と触れ合いができる英語サポート校を設けるといような方法でいけばでき上るのかなと考えております。

私の公約マニフェストの中には、4年から8年とたしか書いたと思うんですが、結構時間はかかると思います。これから皆さんの協力を得ながら、どうしたらできるのか意見をいただいて、できない方向じゃなくて、できる理由を考えて、みんなで協力してやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 町長が本気を出して、時間はかかるけれども、実行していきたいと、公約実現に我々もできる限り全面的に協力いたしますので、今後とも真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それでは2問目に移ります。今後の事業計画について、羽根野、早尾台、もえぎ野台の直線道路計画や公民館横駐車場用地予定進捗状況についてお伺いいたします。

これは、きのう、公民館駐車場に関してはいろいろ質疑の中で出ましたので、大体のことはわかったんですが、もう1点のほうの羽根野もえぎ野間の直線道路、この部分がちょっと、いろいろな噂話だけで実際にどうなのか、その辺もはっきりしていないので、こういう場で町長の考え、町長の意気込み、本気度、その辺をちょっと確認したいなと思ひまして質問しましたので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この件も、就任して早速、県のほうに行きまして要望をしてきました。その中で羽根野、早尾、もえぎ野台の天神様からの道ですか、もえぎ野のあそこにつながる道なんです、利根町が合併で騒がれた時期に、合併できたらあそこに道をつくるような計画もありましたけど、合併がだめになったので、そのままの状態になっていたところでございます。

進捗状況ということですが、平成29年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が改正され、平成29年4月より利根町が新たに過疎地域指定にされたことに伴い、町では利根町過疎地域自立促進計画を策定しております。その後、平成29年12月に、県において茨城県過疎地域自立促進計画の一部改正により、県が主体となっていく事業の中に、基幹的な市町村道の整備として町道103号線の代行整備が追加されております。

現在は、県において道路整備にかかわる基幹道路指定の、国への申請手続の準備がなされている状況と認識しております。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 今、いろいろと今後の状況についてお話したんですが、これは以前、前町長のとき一度計画と言いますか、話はあったんですが、多分予算が余りにもかかるということで断念したこともあったんですね。これ、もし実現するとなると、かなり利根町にとっても非常に何年前からの念願でもあったし、この道路を活用することによって、もえぎ野方向から取手方面に向かうのには非常に便利になるということで、我々も住民も喜んで、できたらあの道路を完成していただきたいという声が非常に多いんですよ。

この辺も含めて、町長にぜひ、今回たまたま県知事も大井川知事が当選して非常に国、県、町と一体となって、利根町も非常に有利に物事が進むのではないかとということで、私もこの道路に対しては非常に期待しているんですが、これから仮に事業をするにしても、かなり時間もお金もかかることだし、町長から意気込みを、やる気がどの程度あるか、その辺を含めて一言お願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） もえぎ野の方々は比較的若い人が結構住んでおりまして、あそここの道路ができれば、本当に取手のほうに向かうのも楽に一直線になって、また、あの道路ができることによって、大利根交通がもえぎ野にもうちょっと増便して入ってくれるということも聞いていますので、ぜひ完成させたいと。

そして、実は私もこの件に関しては2回、要望に行っています。大井川知事になられてすぐと、またその後、ある会合で一緒に何百人かとおったとき、数十人で一緒に要望を上げていますので感触はいいのかなと。ただ、過疎事業というのは、今まで県北だったんです。その中に予算が組み込まれるということらしいんですが、非常にわかりにくいと思いますが、今、県議会が終わればいい答えが返ってくるのかなと思っておりまますので、必ずできるようにこれからも努力してまいります。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） ぜひこの道路だけは何とか、利根町には4車線という道路は一本もありませんので、この道路ぐらいは予算をつけてもらって、町の活性化になるようなすばらしい道路をつくっていただくように、町長に頑張っていただきたいと思っております。

それから、公民館の駐車場の件に関しては、きょう傍聴に来ていらっしゃる方ですと、きのうのことは余りご存じないと思いますので若干触れたいんですが、触れると言っても大体わかっていることだと思いますが、北側の部分に関しては、面積そのものは1町1反ぐらいですよ、それと南側の土地が2反ぐらいですか、これはきのうの答弁ですと、基本的には従業員の駐車場に使うんだということですけども、この土地の買収価格につきましては、南側が1反当たり170万円、北側が反当たり220万円という価格設定で、きのう

この議案が可決されたんですが、例えば今後土を埋めるわけですから、その辺も含めて、土の量、これの価格とか、何立米ぐらい入って、どの辺から土を運ぶのか、その辺もそこでわかっているようだったら、わからなければ結構ですけれども、それと完成の時期をお願いします。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

土地の埋め立てでございますが、きのうも説明したと思うんですけれども、国、県、市、町の工事の良質残土を、県から無償で埋めていただけるということでございます。

その量ということでございますが、今手元に資料はございませんので、ボリューム等は今はっきり申し上げられませんが、一応良質残土で埋め立てを平成30年度から行うということでございます。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） わかりました。残土と言っても、無料で入ということは非常に結構ですけど、その辺も含めて平成30年度ということで大いに便利になるので結構だと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目に移ります。旧布川小学校体育館横のプール跡地に、タイケン学園が校舎を建てられております。これは町とタイケン学園との間で、この件に関してどのような承諾をしていたのか、その辺をお伺いいたします

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 旧布川小学校体育館横のプール跡地にタイケン学園が校舎を建てられているが、町とタイケン学園との間でどのような承諾をしたのかというご質問ですが、高橋議員ご承知のとおり、町は平成23年3月25日に旧利根中学校と旧布川小学校の用地について、タイケン学園との公有財産賃貸借契約を締結し、貸し付けを行っております。

この契約書の条文の中に、大学校舎等の建物所有を目的に使用するという規定があり、さらに形状の変更、増改築等を行う場合は、書面により町の承認を受けなければならないと規定されております。

このご質問である、どのような承諾をしたのかとのことですが、これまでの経緯をご説明しますと、平成27年2月12日付で大学校内の施設整備のため、第2キャンパスのプールを解体し学生寮を建設したいとの申請があり、同年2月28日、これを承認しております。

その後、平成29年8月10日付で学生寮から校舎へ変更したいとの再申請があり、同年8月23日、これを承認いたしましたので、いずれも書面による承認でございます。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 賃貸借契約書、これは平成23年3月に契約したんですが、今町長が説明したとおりなんですけれども、この賃貸借契約書の中の第9条の中に該当する、先ほど町長が言った「増改築」という文言があるんですが、増改築等というのは、私の記憶

からすると、増改築というのは現在の既存の建物に改築、増築というのが基本だと解釈しているんですよ。しかし現場を見ますと全く別棟に新たに建っているわけです。プールを壊して、そのプールのところに新規に建物が建っているわけです。これ、私も現場に行きたんですが、平成28年11月に建築確認がおりているんですね。それで建物を建てたんですが、実際我々、住民にあそこに大きいものが建っているけど何だと聞かれたんですよ。ところが我々何の説明も受けていないので、何建っているんだと行ってみたら、こういうタイケン学園の建物が建っているということで、最初は学生の寮ということでしたが、途中から教室が足りないということで校舎に変更したというお話も聞いています。

ですから、これはこれで別にちゃんと建物を建てることに対しては、法にのっとってやっていることですから問題はないとしても、ただ町有財産は町の財産ですよ、町の財産を新たにどういう計画をしたか、どういう承諾書をつくったのかわかりませんけれども、町とタイケン学園だけで勝手に契約して建物を建てたと、じゃあ我々議員たちに何の話もないんですかと。なぜこういう大事な、町の土地に建物を建てるのに議員に一話もしないで、住民に聞かれて初めて気がついたと、そういうことがあっていいんですか。

なぜ議員の皆さんに、建物建てることに対しての契約書なり何なり、ちゃんと公表して、なぜ我々に教えてくれなかったんですが、その辺、これ前町長の話ですから、町長にどうこう言ってもしょうがないから、担当課、その辺も含めて、なぜ我々に建物を建てることをお話ししてくれなかったのか、その辺を含めてお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 武藤財政課長。

○財政課長（武藤武治君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

今、なぜ議員への説明が行われなかったかということでございますけれども、この公有財産賃貸借契約書、どのような承諾をしたのかということで、学校法人のタイケン学園が大学の校舎等の建物所有を目的として使用しなければならないということで、おっしゃった9条の中で、タイケン学園は貸し付け財産の形状を変更するとき、貸し付け財産について、第3条に規定する指定用途の変更するとき、または貸し付け財産上に所在する自己所有の校舎等の建物について増改築等により現状を変更するときは、事前に書面によって利根町に申請し、その承認を受けなければならないとされ、町は指定用途の変更事由が、大学の学校の用途の範囲内において変更するときは、利根町は承認するものとするという規定になっておりますので、確かに本来であれば、なぜ建てているのか聞かれたときに、議員への説明はありませんでしたが、この申請が上ったときに、町の広報か何かでPRといえますか、公表すればよかったのかなと、今は思っております。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 町の広報じゃないですよ。町の広報も大事ですよ。住民に知らせることも、その前に我々議員が町の財産を知らなくてどうするんですか。あのように立派

な校舎を建てて、我々知らなくていいんですか。それはどう考えてもおかしいでしょう。

この承諾書を町とタイケン学園で交わしたと思いますよ。町長はどういう書面に印鑑を押したかわかりませんが、この書面を皆さんの前で公表してください。これは公のものでありますから、皆さんにお見せしていただきたい。どうですか。

○議長（船川京子君） 武藤財政課長。

○財政課長（武藤武治君） お見せできますので、お見せします。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） それではコピーしてもらって、各議員に配付していただくということでしょうか。

○議長（船川京子君） 武藤財政課長。

○財政課長（武藤武治君） はい、そのようにコピーを取りましてお渡しさせていただきます。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 本来であれば、そういうことを事前に議員たちに出すべきものなんです。それを我々に話しもしないで、町長と学園側と相対でああいうものを契約して建物建てちゃったということ自体、ちょっと町としても怠慢でしたね、そうじゃないですか、何か言いたいことがあります、言いたいことがあるならしゃべってください。

○議長（船川京子君） 武藤財政課長。

○財政課長（武藤武治君） 町とタイケン学園との公有財産賃貸借契約書にのっとって、あくまでも正規の手続を踏んでやっておりますので、契約自体に、建物自体については問題ございませんと判断しております。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） やったことに問題ないんじゃないんです。ちゃんと建築確認とって建てたのですから、これは建物そのものに対してじゃないんです。町がそういう契約をしながら、手続上は問題ないですよ、町とタイケン学園で手続したことに対して、それを私は言っているんじゃないんです。

契約書をきちんと交わしたにもかかわらず、その契約書をなぜ我々に見せてくれないんだと、なぜ公表しなかったということを言っているんですよ。それだけなんです。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○7番（高橋一男君） えっ、何ですか。暫時休憩じゃないよ、暫時休憩じゃないよ、答弁曖昧でもいいんだよ、どうせそんな程度だから、いいんだよ、はっきり、だって間違っていないって言うんだから、町としては、それ間違ってるって私言っていないから、契約に関して間違っていないですよ。ただ、契約そのものを我々に説明も何もしないで建てたこと自体がおかしいだろうということを言っているんだから、それ勘違いしないでくださいよ。何かあります、はい、どうぞ。

○議長（船川京子君） 武藤財政課長。

○財政課長（武藤武治君） この貸し付けに関しましては、平成23年2月14日に臨時議会の議案として財産の貸し付けについてということで、このときに学校教育法に基づく大学の校舎等の建物所有を目的としまして使用するため、適正な価格より減額して貸し付けたので地方自治法の規定により提案され、その議案の参考資料として、この公有財産賃貸借契約書が添付されております。

その議会で審議して承認して可決していただいておりますので、決して議会軽視ではなく、契約書にのっとって承認したものでございます。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） わかりました。これ以上やっても、とりあえず公文書だけはきちんと皆さんに配ってください。これで時間もなくなっちゃったので、次の質問に行きます。

町道2273号線の通学路の幅が狭く、路肩が崩れ何度も補修しているが、道路整備する考えはありますか伺います。

これは、以前何度も、この後、若泉議員も同じような質問をしますが、私も何度もこれやりまして、以前は地権者がどうしても話し合いに乗ってくれないということで断念していたわけですが、たまたま今回、私も役員をやっているものですから、基盤整備のことで調査同意の判こをもらいに歩いているんですよ。その関係もあるので、これを何とかこのことを契機に道路のほうを何とか考えてもらいたい。ただし、出ているように、教育関係の問題では小学校の統廃合とか、あるいは小中一貫校というこの問題、当然生徒が減ってくるわけですから、そういう方向性は向いていくのかなと考えているので、その辺も含めて、この道路の整備についてお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それでは、町道2273号線の道路整備についてのご質問にお答えします。

布川小学校の通学路に指定されております町道2273号線は、農作業や地元の方が日常的に使う生活道路であり、通過交通があるような交通量の多い道路ではありませんが、高橋議員ご指摘のとおり、道路幅員の狭い道路でございます。

児童等の交通安全の確保を行うためには、可能な限り歩行者と車両が分離された安全な空間が確保できることが望ましいと思いますが、歩行者と車両の分離、すなわち歩道の設置を行うには、用地買収により道路整備を進めていくこととなります。

しかし、今後計画されている基盤整備事業と町の事業計画を勘案し、最善の方策を考えますと、現実的には現状の道路幅員で歩行者の安全を第一に考える交通規制を行い、自動車優先の考え方から転換を図り、道路標識や路面標示による注意喚起を促し、安全対策を図ることが最善な方法と考えております。

仮に基盤整備が進む中で、内宿から布川の白鷺団地、四季の丘を通り抜けて真っすぐ行

ける道路が一番望ましいのかなと考えております。今2273号線で用地取得をしてやるよりも、教育委員会から定員管理の報告が上がってきて、どこの小学校に子供たちが通うということもありますし、真っすぐな道路で抜けるような道が一番望ましいのかなと考えております。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） あそこの道路ばかり拡幅しなくても、別にもっといい道路ができれば結構な話ですから構わないんですが、今の状況でいくと、両方田んぼになっているので、その辺が最近では除草剤を使って草刈りをしないんですよ。その関係で、除草剤を両方で使っていると非常に土がもろくて崩れて舗装が両方から崩れちゃって、町としても何度も修理しているからわかると思いますけれども、あの辺がこれから布川小学校がどういう形であるそこを利用するのかわかりませんが、学校としては一番新しい学校ですから何らかの形で生かすだろうから、それに付随して道路そのものも整備していただくというのは小学校であってもなくても非常に必要なもので、その辺は今後の町の計画の中に入れてもらって、真っすぐな道路でも、いい道路をつくっていただければそれで結構ですから、ひとつよろしく願いいたします。

次、基盤整備事業についてでございますが、現在、西部地区と南部地区の基盤整備事業が進められております。また、南部地区も調査同意をいただいている状況でございますが、そこで次の点をお伺いいたします。

現在の進捗状況についてでございますが、この辺も以前、総務産業建設常任委員会の中で現場視察あるいはいろいろ担当課からお話を一部聞いたんですが、この進捗状況をまず答弁願います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 基盤整備事業の現在の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

利根西部地区の基盤整備事業については、現在、国へ事業採択申請を提出しており、ほぼ完了しております。先日4日に地元説明会を開催しましたが、あす3月10日にも地権者への本同意に向けた地元説明会を行います。

続きまして、利根南部地区基盤整備事業についてですが、基盤整備の概要についての地元説明会を3回実施しております。これにより、現地調査に必要な調査同意も90%以上取得することができましたので、平成30年度から現地調査を実施する予定であります。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 進捗状況で西部地区は仮同意が97.5%ということで、ただ、これまで2回の説明会の中では、当初第1回目の説明では地元農家の負担割合が反当当たり32万円という説明も聞いたんですね。それから、2回目の説明会ではぐんと下がって20万1,000円というお話を聞いております。その後、集積率によっても負担割合は違ってくる

んですが、現在の集積率は西部地区75%以上は間違いないだろうという話を聞いているんですが、課長、その辺、詳しくお願いします。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それではお答えいたします。

現在、集積率にいたしますと、これ西部地区でございますけれども、14.2%、これは正式に手続が契約されている部分でございます。基盤整備完了後の目標といたしましては75%を目標としておりまして、75%の集積が図れると個人負担がかなり軽減できるという見込みになっております。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） 最終的には75%以上という目標なんですが、これ75%でいくと、例えば受益者負担がゼロになるのか、それとも若干負担、これは工事代ですから、事務経費は別として工事代分に関しては75%以上の集積の場合、大雑把で結構ですけれども、負担割合がどのくらいになりますか。ゼロですか、それとも幾らか出すようになるんですか、ちょっとお願いします。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） 農家負担の軽減がどのくらいになるのかということでございますが、まず、先ほど集積75%を上げますと助成割合、これソフト事業でございますけれども、国のほうは7.5%助成してもらえます。この助成につきましては、本体工事の工事部分にのみ充当できるということでございますので、工事をやりますと工事雑費、それから、事務費、こちらもかかってまいります。その部分につきましては、この国からもらえるソフト事業の経費は充てられないことになりますので、どうしても地元負担が残ってしまうという状況になりまして、工事雑費と事務費合わせますと3万円強ということになります。

ですから、75%行っても、どうしても地元負担は少しは残ってしまうということになります。

○議長（船川京子君） 高橋議員。

○7番（高橋一男君） ほとんど3万円から5万円ということが、これ事務経費がほとんどだろうということで実質工事代は何とか免除になるということに、現在そうなったので、我々もほっとしているんですよ。

なぜかと言うと、西部地区と南部地区、この2問目にあるんですが、南部地区の場合は最初から負担金ゼロだよと、ゼロでできるというのがスターなんです。ですから余りにも西部地区が、その当時負担金が大きいので、西部と南部でこんなに負担金が違ったのはまずいと、同じ地権者の人がいるわけですから、じゃあ西部は反対して南部だけ賛成するという人も中にはいたわけですね。しかし今現在、話を聞くとどちらも負担しないで何とかなるだろうという数字が出たので、その辺も我々もほっとしているんですが、ただ一

つ、今、南部地区、3年間ぐらい調査期間があるというんですけれども、片方の西部地区は250ヘクタール近くあるんですね。南部地区は80ヘクタールぐらいですから、面積からいくと3分の1、3分の1ですから何とか3年かかるところをもうちょっと調査期間を縮めてもらって早く、現在、農家を経営している人は高齢化が進んじゃっていてぎりぎりの段階ですから、だから次の代に行っちゃうとしても、できる限り1年でも早く完成させてもらいたいというのが地元の一番の声なんです。

その辺も含めて、課長はそういうことを3年はかかるんだと言っていましたけど、何とかそれを少しでも早くやれるように努力してください。

それから、今の質問は2問目、西部地区と南部地区の地権者の負担割合、集積率、事業費の補助金の割合というので、大体お話を聞いたので同じような経過ですので、時間がなくなりましたので最後だけ、なぜこれを聞くかと言うと、ことし業務用米が非常に上ったわけですね。その理由として率がよいので飼料米にする農家が非常に多いと、その辺があったので飼料米のこれまでの面積と補助金の金額、それだけをちょっと教えてください。それで私は質問を終わります。

○議長（船川京子君） 大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それではお答えいたします。

まず、飼料用米の作付面積ですが、平成25年度93万7,126平方メートル、平成26年度が110万4,665平方メートル、平成27年度が179万8,986平方メートル、平成28年度が153万7,010平方メートル、平成29年度は147万7,466平方メートルでございました。

次に、飼料用米の補助金ですが、平成25年度は水田活用の直接支払い交付金のうち、戦略作物助成といたしまして10アール当たり8万円の助成が受けられました。平成26年度から平成29年度は補助金の名称はそのまま、支払いの方法が若干変更になり、数量払いに変更となりました。収量に応じ5万5,000円から10万5,000円の助成金になりまして、幅が持たされたとなりました。平成25年度と同じ助成を受けるには、利根町の平成29年度標準反収となる10アール当たり524キログラム、これを出荷いたしますと平成25年度と同じ8万円になります。

また、標準反収から増収または減収があった場合は、1キログラム当たり167円が加算または減額されると、先ほど言った5万5,000円から10万5,000円の間で補助金が動くということでございました。

○議長（船川京子君） 高橋一男議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を1時15分とします。

午前 1 1 時 4 2 分休憩

午後 1 時 1 5 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告者，10 番若泉昌寿議員。

〔10 番若泉昌寿君登壇〕

○10 番（若泉昌寿君） 傍聴の皆さんこんにちは。まだ表は雨が降っているようで足元の悪い中，どうも傍聴ありがとうございます。今回は私，3 点のことについて質問させていただきます。

まず，そのうちの 1 点目，2019 年開催いきいき茨城ゆめ国体・大会について質問させていただきます。

「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」をスローガンに，2019 年 9 月 28 日から 10 月 8 日，また第 19 回全国障害者スポーツ大会（いきいき茨城ゆめ大会・2019 年 10 月 12 日より 10 月 14 日）が開催されます。

ここ利根町では，デモンストレーションスポーツとして「ウォーキング」が開催されますが，下記のことについて伺います。

まず，そのうちの 1 点目，開催日及びウォーキングコースについて伺いますが，きょう朝，議場にウォーキングのコースとして，我々議員の中にこのようなコースが配られましたので我々はわかりましたけれども，多くの傍聴の方もいますので，簡単にコースをお願いしたいと思います。

あとは自席でやります。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

杉山教育長。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） それでは若泉議員のご質問にお答えをいたします。

皆様方のお手元に茨城国体デモンストレーションスポーツウォーキングコースマップというのをお配りさせていただきましたので，それをご参考にして，頭の中でこの辺かなということをイメージしていただきながら説明を聞いていただければと思います。

ウォーキングの国体デモンストレーションスポーツ，このコースにつきましては，平成 28 年 8 月 30 日に国体準備委員会で決定されました。コースにつきましては，ヘルスロードを活用した子供から高齢者まで安全に楽しく歩くことができるショートコースとロングコースの二つのコースがございまして，ショートコースにつきましては，利根町公民館をスタートしまして，文小学校の前を通り利根町役場，徳満寺，赤松宗旦，来見寺，布川神社，柳田國男記念公苑からフレッシュタウンを通り，押付新田の泪塚を通り，利根町公民館でゴールになります。距離にいたしましては約 7 キロメートルのコースになります。

大変申しわけないんですが，ウォーキングコースマップがちょっと字が細かくて見づらい部分があるかなと思うんですが，緑色の斜線が引いてあるところがショートコースの 7 キロメートルのコースでございます。

続きまして，ロングコースでございますが，同じく利根町公民館をスタートして，文小

学校の前を通り、役場に一旦向かいます。次に利根川の堤防に出まして、それから戸田井橋方面に向かい、押付本田手前より上曽根方面に向かい、羽根野諏訪神社前を通り、利根中学校へ向かい、円明寺、蛟 ■ 神社（門の宮、奥の宮）を通り水門交差点より親水公園、国保診療所、応順寺、利根ニュータウン、押付新田の泪塚を通りまして、利根町公民館でゴールとなります。距離にしまして約18キロメートルになっております。

茨城国体デモスポ開催でございますが、リハーサル大会が平成30年9月22日土曜日、予備日といたしまして23日日曜日、参加者につきましては町内の在住・在勤の方々となります。

本大会でございますが、平成31年9月7日土曜日、予備日を8日日曜日、参加者は茨城県内の在住・在勤者となります。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 詳しくコースの説明、ありがとうございます。そこで、まず第1点目でお伺いしたいことは、このコースに当たり、まずは取手警察署のほうへ当然交通どめの届けはあると思うんです。それでショートとロングと違いますけれども、17キロメートルのほうは、最大でどのくらいの通行どめの時間があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） それでは、若泉議員のご質問にお答えいたします。

このショートコース、ロングコースの競技時間ということでございますけれども、今我々が考えておりますのは、ショートコースにつきましては約3時間、現在考えていますのは9時15分、半ぐらいからスタートしまして、早い人で12時15分、半、遅い方で1時半ぐらいに戻られるかと。ロングコースでございますが、現在6時間を想定しておりまして、早い方で9時ぐらいにスタートしますと早い人で約午後3時、遅い方で4時ぐらいにはゴールをできるのかなということで、今考えておるところでございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ありがとうございます。1点目はそれで結構です。

2点目、開催時の現地への輸送はどのようなになるのか、その対応策を伺いたいと思います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 開催地の現地などへの輸送（送迎）につきましては対応でございますが、リハーサル大会、参加者は町内在住・在勤の方々となりますので、利根町役場を参加者の駐車場と考えております。

昨日お話があったかと思うんですが、公民館の駐車場が使えなくなるということもございますので、とりあえず町の役場の駐車場を使いまして、そして役場から利根町公民館への参加者のバス輸送、バスでの送迎を考えております。

本大会につきましては、茨城県全県下でございますので、県内在住・在勤の方でござい

ますので、電車等で来られる方もいらっしゃるかと思うので、取手方面からの参加者につきましては取手駅からのバス輸送等も検討しておる次第でございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、電車で来る方は、確かに茨城県全体のことなんですから、それはいると思います。今、教育長が取手駅からバス輸送ということは、町のほうからバスを出すということでよろしいですか。

わかりました。

それと、電車で来る方よりも、私思うのは車のほうが多いと思うんです。ということはきのう駐車場のことでいろいろ審議しましたが、公民館は使えるけれども、新しくつくろうとしているものは間に合わない、それまでには間に合わないから公民館の駐車場及び役場ということなんですが、そこで恐らく、私は十分じゃないのかなと思うんです。きのうも質疑の中で言いましたが、11月に行われる産業祭、あのときは本当に道路を埋め尽くすほどの駐車するような形になっていますから、これが茨城県全体ということは、ちょっと駐車場の点では不備があるのかなと思います。

それで、今、わかりましたら、大体茨城県下で利根町へ来る人数というのは把握しているんですか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 若泉議員おっしゃるとおり、できれば平成31年の本大会のときに砂利の駐車場でもいいんですけど、新しく購入するところが使えるようになってくればありがたいんですが、こればかりは事業の進み具合によってどうなるかわかりませんので、おっしゃるとおり、役場や、場合によっては文小とか、近隣の場所も使えるように交渉していきたいと思います。

今現在県内在住、在勤の方は500名を参加予定として考えておる次第です。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 500名という人数を教育長言われましたけれども、これは実際に歩く方のみなのか、それとも引率というか、例えば役員の方とか、そういう方もいるわけですから、それを引くくめて500名なのか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 若泉議員のご質問にお答えします。

今、教育長お答えしました本大会の500名でございますけれども、これはウォーキングに参加する方のみの数で500名の参加を予定しておりますと言いますか、受け付けをして500人の方に歩いてもらうということでございます。ですから、スタッフの方等はまた別でございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、役員とか一緒にウォーキングする方の付き添い

の方とか、そういう方も来るということは、それプラス200名以上は多くなると思うんです。実際に町内の方はこの中に含まれていないんじゃないですか、恐らく、私そう思いますけど、それは全然別個なのか、それとも500名の中に入っているのか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 若泉議員のご質問にお答えします。

本大会の500名は県内在住・在勤の方が参加できるものですから、500名の中には利根町の方の参加も可能ですので、当然のことながら数は入ってくるのではないかと思います。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長、私聞いたのは、500名と最初言いましたけれども、その500名の中に利根町在住の利根町で参加する方も含まれているのか、いないのか、それを聞いたんです。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 若泉議員のご質問にお答えします。

町内の方も含まれます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いずれにしても駐車場というのはちょっと足りないのかなと思いますけれども、開催するに当たり、これからよく検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。町内には数多くの名所・旧跡がありますが、来町される方への周知・PRについて、行政としてのお考えを伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） おっしゃるとおり、利根町にはたくさん名所・旧跡がございます。それらをいかに、参加していただく方、並びに県内外の方々に知っていただくようにPRをどのように進めていくかということですが、来町される方々へのPRにつきましては、名所・旧跡に看板を設置して、来町者に地域に残る史跡をめぐっていただき、その場所の歴史や由来等を知っていただけるよう、学びながら健康づくりができるように考えている次第ですが、先ほどのこういう地図、これは本大会のときにはもう一回り大きいようなもので、もうちょっと見やすいようにして、裏側に施設のあるところとか、町内の名所・旧跡を含めてお店とか、そういうものもPRできるような形もしていきたいと考えておりますし、その史跡のある看板のところに、今はICTの時代でございますのでバーコードみたいなものを設置して、皆さんスマホをお持ちかなと思いますので、そこにデータを載せて、ぱっとやるだけで利根町の近隣のお店とか名所・旧跡の歴史的な由来とか、そういうものを引き出すことができるようなことも考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ぜひとも来町した方たちに、名所・旧跡、こういうところこういうものがあるんだということを、ぜひPRしていただきたいなと思います。

このウォーキングはデモンストレーションスポーツという大会ですので、全国でなくて茨城県のみということで範囲は狭まりますけれども、はっきり言って県北の方たちというのはほとんどこの利根町は、名前は知っていると思いますが、場所がどの辺だとか、どういうものの町なのかとか、そういうことはわからない方が多いです。我々利根町の人、水戸市あたりは結構年中行っているような状況ですから、それなりに県北のほうも、また県北は観光がいろいろとありますから、我々は逆に県北の市町、そういうところを知っている方は多いと思いますが、向こうの人たちというのは知らない方が多いと思います。

ですからこれは、今回のウォーキング大会において一番利根町ということを知っていただくためのいい機会じゃないかと思います。その辺は行政としてもぜひお願いしたいなと思います。ことについてはPRもやってくれるということなので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから最後の4番目になりますが、ウォーキング開催に当たり、町民の皆様へのボランティア等の協力依頼・体制について、どのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） ウォーキング開催に当たり、町民の皆様へのボランティアの協力依頼、その体制についてというご質問でございますが、現在実施しております町民運動会でもたくさんの方々にご協力をいただいております。その方々を主体としまして協力依頼をさせていただきたいと考えておるんですが、協力体制で国体のウォーキング大会対応につきましては、取手警察署、交通安全指導隊、利根町のスポーツ推進委員の方々、もちろん日本ウェルネススポーツ大学にもご協力いただくつもりです。それから、利根町体育協会、スポーツ少年団、それから、町のPTA連絡協議会、もちろん町の職員の方々にも十分お力添えをいただくということで、ご協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） では、考え方としては、町民運動会にいろいろ協力してくれている方、また2月に駅伝大会がありましたね、そのときも各団体にお世話になっている、そういう感じですから、そのような考え方でよろしいかと思います。納得しました。

それで、大体ボランティアの方の人数はどれぐらいを予定しているんですか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 若泉議員のご質問にお答えします。

大体ボランティアの人数でございますけれども、200名ぐらいではないかと思えます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 200名と課長のほうから答弁がありましたけれども、そうしますとこの200名の方は、先ほど一番最初に聞いたウォーキングのコースの要所、要所とか、その他、公民館の出発点、またゴールするところ、そういう点で配置というか、ついてくれるのかなと思います。

それともう一つ、ウオーキング大会のときに来町される皆さん、大体利根町を含むんですが500名、その他団体の方、これは何名かわかりませんが、いろいろな関係で大体200名近くは来るのかなと思います。そうしますと、その来た方に対しておもてなしと言うんですか、例えばお茶を出すとか、それはどういうことかわかりませんが、そういうことについて、おもてなしはどのように考えているのか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 若泉議員のご質問にお答えいたします。

ウオーキング大会のおもてなしの件でございますけれども、まだ案の段階でございますけれども、本大会につきましては、例えば豚汁といいますか、汁物と赤飯ですとかご飯もの、あと歩いてもらったらどここのところでも出しているんですけれども、完歩賞と言うんですか、完走した場合の完歩賞、それから、まだはっきりはわからないんですけれども、記念品、簡単な記念品なんかもあげられればいいのかという形で思っているんですが、ただ現在案の段階なので、以上のような状況です。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） わかりました。できる限り、それこそ国体は50年近くか何かに1回、茨城県でやればいいのかと思いますので、せっかくのいい機会ですから、これは予算等もありますけれども、できるだけ、この利根町に来町して、それでウオーキング大会に出席したけれども、利根町でよかったなど、そう言われるようにぜひとも心を込めてやっていただければいいのか、そんな感じがしますね。

我々もできる限り協力しますから、行政初め、ボランティアの方たちもご理解いただけるよう頑張ってくれるようにお願いします。

それでは次の質問に移ります。布川小学校通学路について、これは午前中、高橋議員もやりましたけれども、大体内容はわかりましたけれども、私は私なりに質問させていただきます。

布川小学校に通学している主に布川地区の四季の丘の児童生徒の通学路は、四季の丘、谷原地区を通り通学しています。以前にも、はっきり言って高橋議員も私も恐らく2回ぐらい過去やっています。私もこれ3回目だと思いますが、以前にも通学路の拡幅について質問しましたが、遠山前町長は、地権者の理解が得られないとの理由から現状のままとなっております。

通学路の拡幅については、5年、10年先には小学校統廃合または小中一貫校などの考えや、その他諸問題があるとは私も思っています。既に教育委員会において審議していると思われます。

まだ決定ではありませんが、布川地区における基盤整備も行う予定がありますので、大変この問題は難しい問題と私は認識しております。

佐々木町長にかかりましたので、再度どのように考えているのか、行政の考えを伺いた

いと思います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 布川小学校通学路の拡幅工事の考え方ということでございますが、通学路の児童の安全の確保は非常に重要な課題であると認識しております。

布川小学校の通学路に指定されている、ご質問の通学路の拡幅工事については、農作業や地元の方が日常的に使う生活道路であり、通過交通があるような交通量の多い道路ではありませんが、道路幅員は狭い道路です。

また、児童の交通安全の確保を行うためには、可能な限り歩行者と車両が分離された安全な空間が確保できることが望ましいと思いますが、歩行者と車両の分離、すなわち歩道の設置を行うには、現状の道路幅員が狭いため、道路拡幅をするためには用地買収により道路整備を進めていくことになります。

しかし、若泉議員ご指摘のとおり、今後計画されている基盤整備事業等、町の事業計画を勘案し、最善の方策を考えますと、現実的には現状の道路幅員で歩行者の安全を第1に考えた交通規制を行い、自動車優先の考え方から転換を図り、道路標識や路面標示による注意喚起を促し安全対策を図ることが最善策と考えております。

学校統合の観点からということですが、通学路の拡幅につきましては、竜ヶ崎工事事務所や取手警察署などの関係機関で構成されている「通学路安全協議会」などで合同点検を実施し、必要な対策内容について協議をしております。その上で通学路の安全確保に向けた取り組みを行うことを目的に「利根町通学路交通安全プログラム」を策定し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っているところでございます。

先ほど、統合等もあるのでということでしたのでお話をいたしますと、現在、教育委員会に小中学校適正配置等調査検討委員会を設置し、小中一貫校、義務教育学校も含め児童生徒の減少による教育課題など、教育的観点から将来の小中学校のあり方について、調査研究を始めたところでございます。

今後、この検討委員会から答申をいただき、小中学校のあり方について方向性が定まった段階で、通学路につきましても、児童生徒がどうしたら安全に通学できるか、どこに危険性があるかなどを踏まえ検討していくこととなります。

それと、基盤整備の点からも、議員のほうから言われましたので、基盤整備が進むことも、この三、四年の間に決まってくるので、午前中もお話を申し上げましたとおり、内宿、白鷺団地、そして四季の丘を通り抜けて新しい道、基盤整備の中で道路をつくっていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長の答弁にありましたけれども、この通学路に関しましては、高橋議員にしろ、私にしろ、二、三年前からやっていますけれども、そのころと今の状況は全く違うんです。前に質問したときには、児童の安全を考えれば一日も早くつくるべき

だと、そう述べたのが私であり、高橋議員でした。しかし現状というのは、町長の答弁にありましており、利根町の児童数、これは利根町ばかりじゃありませんけれども、児童数が減っているんですね。ですから3年先になるのか、5年先になるのか、10年先になるのか、これはわかりませんが、児童数は完全に少なくなってきます。ということは、今の町長の答弁の中にもありました小中一貫校という話、そうなりますと今の通学路は何年先になったら必要なくなるのか、そういうことも考えなければいけないんです。

それと、今の答弁の中にありましたけれども、利根町の産業というのは米づくりなんですから、基盤整備は必ずやらなければこの利根町というのは生き残れない、私そのくらい思っています。ですから、基盤整備は絶対やらなくちゃなりません。その中の通学路なんですよ。

万が一行政として通学路を先にやっちゃいましょう、今度そこに基盤整備が入りましたら、また違ってくるんですね。その辺がこの通学路に関しては非常に複雑な状況にあるのが現状だと思います。

教育委員会のほうに町長からいろいろな一貫校とか、そういう諸問題に関して審議してくれよということをやられていると思うんです。それに関して、いつ返す答申ができるのか、それはまだはっきりとは答弁できないと思いますけれども、いずれにしても、この通学路はいろいろなことが条件として入ってきますので、やるのがなかなか難しいのかなと思いますけれども、そこで町長から答申されていますけれども、現状の考え方、それを教育長のほうから。余り長くなくても結構ですから。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今町長も述べましたように、今後の推移等を見ながら児童数の減少とか、そういうものを見て決めていかなきゃならないということで、今現時点でできることは、学校側といろいろ相談しまして、子供たちの安全・安心の登下校の交通安全の確保ということを最前提に行わせていただいているということで、当面何年先ということは、まだ今のところ、我々としても諮問委員会ができましたので、そういう調査の結果を踏まえて進めたいと思います。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） はっきりした答弁ができないのは私もわかります。私もはっきり言って、先ほど言いましたけれども、一日も早くつくってくれよって言えない状況なんですね。そういう絡みが、いろいろなことがありますから、私もこの質問をするに当たり、基盤整備の絡み、そういうこともあって統廃合の問題もある、ですから私も強い口調で皆さんにこうしたほうがいいよということはなかなか述べられない。それが今はっきりした現状なんです。

例えばの話、今、生徒数が少なくなって小学校3校は要らない、そういうときに将来近いうちに出てくると思うんです。そうしますと3校を、まず小中一貫校はひとつ置いてお

いて、小中学校でなく小学校だけ、3校を1校にしようといったときに、そうするとどこ
の校舎を使うか、どこの学校を使うか、それを結局考えなければいけない。その小中一貫
校の前に、そうしますと、じゃあ布川なのか、文間なのか、文なのか、そういうことにな
りますよね。

それに関しまして、今度は真ん中が一番いいかなと思ったら文小学校になるわけです。
校舎としては布川小学校が一番新しい、全体的に新しいですよね。しかし、中心と言っ
たら文小学校になります。文間小学校はちょっと外れるし、そういうこともいろいろこれ
から検討していかなくちゃいけない、でも今現状ではそれはちょっと先の話になるんだけれ
ども、現状では今の児童が通学している通学路、それを何とか安全な登下校の道路にしてあ
げなければしょうがない。その辺がなかなか難しい。現状で3年先になるか、5年先にな
るかわかりませんが、そのくらいの期間はまだ小学校3校はまだあるのかなと思う
んですけれども、現状の考えで教育長は、今の通学路を安全に守るためにはどのように考
えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 統廃合等につきましては、今調査を進めている状況ですので、
私のほうから、まだ調査の結果等とか進まった状況で今後どういうふうに変えていくか
というのを決めていかれるかと思うんですけれども、今、若泉議員おっしゃられたように、
現状での通学路としての交通安全とか、道路がへこんだりとか何か、通学路として道路整
備をどう考えているかということですが、先ほども言いましたように、今ある現状
のものを十二分に活用して、学校側の先生方にも、それから、地域の方々にもご協力をい
ただいて、子供たちが安全に登下校できるように交通指導をしていただくとともに、これ
は前にもお話したかなと思うんですけれども、利根交番のほうに時間帯だけ車両通行をし
ないようにとかという標識や標示をしてもらおうとか、できるだけ安全に登下校ができるよ
うに、いろいろ各部門に働きかけは、これからもしていきたいなと。

また、高橋議員がおっしゃられたように、道路の端のほうが崩れていたということであ
れば、町当局のほうにお願いして修理をしていただく、そういう方向で今のところは考え
ております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 以前、私この質問をしたときにも、今通学路になっている一番
小学校に近いところは、高橋議員も言ってましたけれども、両端が田んぼなんです。これ
は地権者の悪口とか、そういうことになっちゃうかもしれませんけれども、本来の道幅か
ら見たら、恐らく1メートル近くは道路が狭くなっている。高橋議員も言ってましたよね。
要するに除草剤まくとか何かするとどうしても雨風で崩れてきちゃう。確かにそうなん
です。これはあそこばかりでなくて、田んぼ側の道路というのは、必ず田んぼのほうがあ
るんですよ、どうしてもこれは、それはわかります。

地権者の方が故意的に削っている、そういうことでなく、どうしても道路のほうが高いわけですから、雨風でだんだん狭まっちゃう。高橋議員の、除草剤をやるとどうしても根まで枯れちゃうから崩れやすい。それは確かにそうなんです。現状は道幅はもとの幅広よりも狭くなっている。ですから、農繁期のとき、あそこは、町長はそんなに車の往来はないところなんだけどもということなんです、確かにそんなにありません。しかし農繁期のときには、農家の方も田植えとか稲刈りとか、そういうときには利用します。

例えば秋の稲刈りのコンバインが通ったら、子供たちは全然通れないです。軽自動車が通って子供たちが脇へ寄って通る、そんな感じなんです。

登下校のときには車、コンバイン、トラクターが通ったときには、まず子供たちは危険を感じますよ。それで先ほどの答弁の中で教育長は、交番とか警察に一時車両通行止めとか、そういう看板を要請しているんだと、これははっきり言って、私も高橋議員も前に質問したときにも述べています。それで今、要請しました、要請してますと言うけれども、2年たっても全然設置されていない。はっきり言ってこの問題は教育長に質問するのは恐らく初めてかな、前に質問したときは伊藤教育長だったですから、そういうことを考えれば、この通学路というのは非常にいろいろな諸問題が絡んでいるから、通学路だけ専門にやりたいよ、早くやりたいよと考えるわけにいかないんです。

それは、先ほど私も言ったし、町長も言ったから、それは教育長も理解できたと思うんですけれども、ですが、あと2年、3年は必ず今の布川小学校というのは存在していると思うんです。これは私の考えですからね、そうなればその間というのは、児童はどうしても布川地区の方、もえぎ野の方、そういう方たちはあそこを専用に登下校で利用するわけです。そこを何とかしなければしょうがないって、だから教育長に今の考えをどう思っていますかということを私はお尋ねしたんです。

一番有効的な打開策は、今、教育長も言ったように、警察、交番、どちらも同じなんですけれども、強く要請して早急に農繁期のときは、そればかりじゃないですけど、要するに登下校の時間帯はこの地域住民の皆さんに、実はこうこうこういうわけなんですから何とか児童の登下校のときに安全を確保できるように、これは町としてぜひともお願いしたいんです。それを地域の方に理解できるようにお願いして、即これはやってもらいたい。

そうしないと、本当にあの通学路はなかなか解決できないですよ。基盤整備が早くいくのか、基盤整備を絡めてあの通学路というのはやるんですから、教育長はそのくらいはわかるとは思います、はっきり言って一緒なんです。基盤整備を行います。そうすると田んぼの中の道路というのはなくなるところがあるんです。

今、基盤整備されている道路、通学路だけばかりじゃなくて基盤整備というのはそういうものなんです。今道路はあったんだけど、それを行うために、この道路はなくなりますってなくなるんです。そういうことなんです。だから、基盤整備を行いますと言ったら、あの通学路がもしかしたらなくなる可能性もあるんですよ。

教育長、基盤整備というのはどういうものかということを、もしわからなければよく勉強してもらわないと、この通学路に関してはちょっと解決しない。いずれにしても、あの通学路というのは、子供たちにとっては安全な道路にしなければいけないというのが第1点目なんです。その中に基盤整備というのが絡んでくるから、恐らく西部地区って言って、文地区はほぼまとまって耕地整理をやりますから、入りますから、その次が南部なんです。そうしますと利根町全体の基盤整備というのは全部終わるんですよ。

ですから本来から言ったならば、西部地区の基盤整備、最終まで終わるのは、普通で行くと六、七年はかかっちゃいます。その後が南部ということになると、じゃあまだ先の話じゃないか、そういう感じになるんですが、私の思うのには、文地区の基盤整備の工事が始まっている中ほどには、こっちも工事に入れると。なぜかと言いますと、布川地区の地権者の方は、基盤整備やることに對してほぼ賛成なんです。なかなか普通は、今、北部も終わりそうな感じなんですけど、最初はやる人とやらない人、いろいろな人たちがいますからなかなかまとまらないんですが、西部はまとまってやりますから、南部もほぼ、一番知っているのは経済課長が知っていますけれども、経済課長に聞けばわかりますけれども、やりましょう、そういう方がこの布川地区の方が多いんですよ。そういうことでもたもたできない。通学路どのようにしたらいいのか、それは先ほど言いましたけれども、始まったらその通学路が残るのか、残らないのか、これは私にもわかりません。

諮問委員会のほうで協議している最中なんですけど、では布川小学校がどうなるのか、それもわからない。これは先の話、いずれにしても現状の、しつこいようですが現状の通学路を児童が安全に通学できるように、それにはどうしたらいいかということは、登下校の時間に車両がぜひとも通行できないようにお願いしていただきたいと思います。最後に一言。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 大変基盤整備のことについては勉強不足で申しわけなかったかなと思うんですが、通学路につきましては本当に安全を確保するために、子供たちの安全を優先に交通安全協会と警察のほうにも働きかけをしていきたいと思いますし、地域の方の農作業、農繁期の時期とか、あそこを通る車両等については、子供たちの登下校の時間外とかで対応していただけるように働きかけていきたいなと思います。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは最後の質問、3番目です。私、若泉はしつこいと言われるかもしれませんが。かもしれませんけども、町民運動会について、今回で3回かな、まさしくいつも言っているんですが、町民運動会というのは利根町の行政としたら大きなイベントなんです。それは課長の皆さん全部知っていると思います。そのくらいわかるよと思っていますが、しかし現状の町民運動会というのは、今、1万6,000人弱になりましたけれども、参加数というのは1,000人と言えがいいところなんですよ。1万

5,000人にしたって、参加している人は15分の1なんですよ。15分の1の参加で町の大きなイベントとして町民運動会って言えるのか、そういうことなんです。そのくらいのことは、皆さんよく理解してくれると思いますが、そこに私は本当に町民運動会、町の大きなイベントでしたら、もう少し考えてくれてもいいんじゃないかって言いたくなります。

それで参加している人数もそうなんですけど、もともとの利根町の集落の方というのは、今、参加しているのはどこだろう、布川台も集落とは言わないと思います。あそこも開発された土地だから、あと、東文間、文間、文の、布川もそうですけど、もともとからある集落というのは、まず参加していないと思います。

その参加しない理由というのは、いろいろな意見がありますよ。布川地区の方から言わせると、前は今の大学のところでやってくれたから近いから行きやすいよ、今度利根中は向こう、文のほうになっちゃったから遠くて行かれないんだよ、そういう方もいます。最大の原因は、前はリレーの駆け足なんです、リレー。それが出られなくなっちゃったから参加してもしようがないよ、そのことは皆さんもわかっていると思います。

私、これやるたびに何とか考えてくれって。リレーのほうが出られないなら違うほう、何とか区長とか各種団体の協力してくれている皆さんにお願いして、各集落で出られるような種目というか、そういうものをつくってやれば参加してくれるんじゃないか。

それを、私、やるたびに言っているんですよ。この前も12月のときも同じようなことを言っています。今回これをやったというのは、この前の12月のときにも言っています。こういうことですからまたやりますからね、やりますからねというのは今回のことです。それまでどういう話し合いができたか聞きたいために、今回もやっているわけです。

このままの町民運動会でしたら、傍聴の方も大勢来ていますけれども、参加するのは、小中学生の子供たちは出られる種目は全部出ます。それは来ているんですから当然です。あと団地、今、9団地ありますが、出ているのは5団地くらいでしょう。あとの出ない団地は4団地ありますよね、それは参加しないんです。あと集落の方は、今言ったように参加は全然していない。集落の方に聞いても、町民運動会ってあったんだっけ、そんな感じなんです。

前回も言いましたように、区長会の皆さんに特にお願いして、行政から町民運動会というのが利根町の大きなイベントなんですから皆さん協力してくれて、それで全町民、全町民と言っても1万5,000人って言っていることじゃないですよ。各集落とか各団地も前みたいに出席して、それで全体の町民運動会にしてもらいたいよと言っていることが、私言っている毎回の言葉なんですよ。

前は私の集落も出ていました。そのころはテントが張り切れないほど、今の大学のほうなんですけど、そこにテント張って皆さんでしっかりと応援して一日楽しくやったのが町民運動会なんです。そういったことをよく、町長初めなんですけど、あれは生涯学習課が担当だと思いますが、そういうところをしっかりとよく考えて、まずは区長の皆さんに理解し

ていただいております。あとは各種団体でもこのことをよくご理解できるようにお願いして、それで町全体の町民運動会に、私は望みます。

それが1年後、同じようでしたらまたやりますからね、はっきり言って、私、しつこいと言われてもやりますから、その点、覚悟して、皆さんよろしくお願いします。それで、最後に答弁。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 若泉議員の熱い思いを十分感じました。町民運動会は町の一大イベントの行事であるということで、私もそれはそのとおりだと思います。町の行事としてたくさんの方に参加していただいて楽しい1日が過ごせるように進めていく、生涯学習課所管のものなんですけれども、教育委員会としても全面的に協力してやればなと考えております。

そこで、今おっしゃられましたように、地区対抗リレー、最後の一番の花形になる種目についても、今年度も参加地区が少なかったというようなこともございました。年々参加地区が減ってきているような状況で、少子高齢化と言ってしまうとそれまでなんですけれども、なかなかいろいろな事情もございます中で参加者が激減してきているということが現状でございますので、それを何とか打開するように、先ほど若泉議員もおっしゃられましたように、何か違う案とか実施できるものがないかとのお尋ねでしたけれども、それを受けまして、昨年のホームページや12月広報に「利根町町民運動会へのご意見をお聞かせください」というお知らせを掲載しまして、町民の方々からのアンケートのご協力をいただきました。

それと、区長会のほうにも働きかけをいたしまして、会長のところに、どうしたものかなということでお話を伺った経緯がございまして、会長のところだけでなく全区長に町民運動会のご意見を伺ったということで、この2月に全ての区長宛てにご意見を聞くアンケートを送付いたしました。

その中で幾つか上がってきた中で、アンケートの回答の一部では、地区対抗リレーもそうなんです、地区対抗グラウンドゴルフとか地区対抗玉入れ等とか、地区の方々が気軽に参加できるいろいろな種目を、もっとバリエーション豊かに取り入れてやっていったらどうだ、もちろん地区の参加を重点的にやっていただかないとならないんですが、今後、区長からのご意見が集約されておられませんので、もっともっといろいろなご意見も出てくると思いますので、それを一つ一つ精査しながらたくさんの方に参加していただけるように、町民運動会が盛大にできるように努めていきたいなと考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、教育長の答弁の中の地区対抗リレーという種目は、それは残しておいてもいいですから、ただ、地区対抗ということにこだわることはやめてください。それをメインに出していくと同じ結果が出ますから、今、その中で例えばグラウンド

ゴルフとか玉入れとか，そういうこと今ちょっと言いましたよね。リレーのことは，その種目は残しておいても結構だけれども，それにこだわるということをやると，また同じことになりますから，ぜひとも頑張ってください。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） ありがとうございます。何かエールをいただいたようなので，地区対抗リレーについては今後も検討していきたいと思いますが，最後に私の案と言いますか，考えですけれども，これはあくまでも案ですので，これ実施できるとかというわけではなく，この後，実行委員会とかにお諮りをして，できる範囲で進めていければなと考えておりますが，もっともっと小中学生の参加，並びに極端な話，あくまで案ですから，これ教育長が言っただろうってご理解されては困るんですが，先日，町長と私と議長で文化協会の発表など見てきました。

公民館で行われた文化協会の発表など，これも一つの町民運動会の中で，利根中学校の体育館を使ってステージ発表みたいのをやるとか。それで音楽とスポーツの祭典みたいな形で住民の方に楽しんでいただける種目を入れるとか，また，小学校，中学校でも全校ダンスというのがあります。そういうものをお昼休みの時間帯にフリフリグッパとかいろいろやっていますけど，そういうものを取り入れて参加して下さった方々全部で踊ったり，楽しくレクリエーション的な部分も入れるとか，そういうものをまた考えてみたいなと。

最後になりますけれども，町長のご協力を得て，町全体で，生涯学習課一つの取り組みという形でなくて，いろいろな課の方々のご協力を得て，例えば駅伝大会でやった特産物を販売するとか，いろいろな課のご協力のもと，もっともっと楽しくて一日有意義に過ごせるような町民運動会をやっていけるように考えていきたいと思えます。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を 2 時 30 分とします。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 30 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4 番通告者，9 番五十嵐辰雄議員。

〔9 番五十嵐辰雄君登壇〕

○9 番（五十嵐辰雄君） 4 番通告，9 番五十嵐辰雄でございます。

まず，1 としまして，人口減少する社会を迎え，居住機能や都市機能を維持する対策についてお尋ねします。

産業や経済の進展は，人口の増加と都市の拡大に伴い，首都圏の核となる都市だけでなく，首都圏の外延化現象の受け皿として地方にも都市が出現されてきました。都市が発展

し成長の限界に達し、やがて成熟から衰退期に入ります。この現象は歴史上、世界各地にあります。

本町の人口の推移を見ると、平成2年に2万511人をピークに減少に転じ、利根町人口ビジョンでは、平成72年には約1万人まで減少すると見込まれています。また、年少人口は平成72年には平成22年の約半数まで減少する一方、高齢人口（65歳以上）は、しばらく増加すると見込まれます。少子高齢化は一段と進むと考えられます。

人口の増加と都市の拡大を基本に、人口増加時代の都市計画から、人口減少に伴い都市が年々縮小する移行期の都市計画を実行し、これをしていかなければなりません。

現在、第5次総合振興計画策定業務及び都市計画マスタープラン策定業務を平成29年度、平成30年度の継続事業として同時に取りかかっています。第5次総合振興計画業務委託費として1,171万8,000円、それに都市計画マスタープラン業務委託費として966万7,000円、いずれも平成29年度、平成30年度の継続事業となっています。

この二つの計画書は、持続可能な都市としてどのような利根町を目指すか、しっかりと今、課題の抽出と分析を実施する必要があります。

国土交通省では、平成26年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。「立地適正化計画作成の手引き」が示されています。手引きによると、市町村マスタープランにコンパクトシティの推進ということが定義されております。そこで、次のことをお伺いします。

振興計画審議会、並びに都市計画審議会の諮問に「立地適正化計画」をどのように位置づけてあるかお尋ねします。そして、立地適正化計画とはどのような内容かをお尋ねします。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

振興計画審議会、並びに都市計画審議会の諮問に「立地適正化計画」をどのように位置づけしてあるか、また、その内容についてはとのことですが、「立地適正化計画」とは、全国的な人口減少・高齢化が進む中で、市街地が拡散し低密度な市街地が形成されることに対応するため、国土交通省が推進している都市計画プランで、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編と誘導により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるものであります。

町では、2カ年継続事業で総合振興計画・都市計画マスタープランの改定作業を昨年度から行っております。現在は、総合振興計画の素案づくりに向けて、アンケートの集計結果や4期基本計画の成果など検証しながら、策定方針を検討しているところであります。

都市計画マスタープランの改定作業は、新たな総合振興計画に位置づけられた土地利用の構想や計画の実現に向けて、都市計画の側面から補完するために行うものであります。

マスタープランに立地適正化計画を位置づけるか、現在、検討しているところでございます。

○議長（船川京子君） 9 番五十嵐議員。

○9 番（五十嵐辰雄君） 今、町長のお答えですと、コンパクトシティ、これについては今検討中と、これ新聞報道やいろいろな専門書を見ますと、拡散した都市計画から縮小する都市計画と、コンパクトシティの構想も大体自治体の 3 分の 1 くらいは検討しております。利根町も人口が 2 万人を超えて 1 万 6,000 幾らと、これから縮小に縮小を重ねてきますので、ぜひこういった新しい発想でやらないと都市が拡散したものが分散しちゃいます。ぎゅっと絞り込んで、住民生活を大事にコンパクトシティの構想を実現されることを願っています。

次は空き家関係ですね。各地区の空き家の軒数ですが、これについては昨日の予算委員会で担当課長から利根町の空き家状況の詳細なる資料の提出がありました。なるほど空き家は相当多いということが実感しました。町当局では、空き家問題が社会問題化してから各地区の空き家状況、文地区、布川地区の調査は調査ですが、空き家をどのように分離していますか、空き家の状況、利根町でも平成 29 年 10 月 1 日から利根町空家等対策協議会条例が制定され施行されました。現在の空き家の状況、一覧表を見ますと 300 何軒ありますけど、その実態についてもう少し詳しく、どういう状態かについてお答えください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 各地区の空き家等の軒数と現状についてのご質問ですが、お答えをいたします。

五十嵐議員ご承知のとおり、平成 27 年度に各地区の区長にご協力をいただき空き家等の調査を行っており、344 軒の空き家の確認をしました。調査後約 2 年が経過し、現在は 331 軒となっております。

地区別の内訳といたしましては、文地区が 136 軒、布川地区が 158 軒、文間地区が 23 軒、また東文間地区は 14 軒となります。

空き家等の現状については、管理不十分と思われる物件が 23 軒あり、それ以外は適切に管理をされております。その中で空き家バンクへの登録が 3 軒、不動産会社での管理が 18 軒という状況でございます。

次に、空き家等の管理状況ですが、季節によりますが、樹木や雑草などの繁茂の苦情が多く寄せられております。町としましては、苦情があった際には、空き家等の所有者や管理不十分と思われる空き家等の所有者などに対し、適正管理を行うよう指導を行い、それでも改善されない場合には、直接本人宅へ訪問し改善のお願いをしているところでございます。

また、問題のない空き家等に関してですが、定期的に状況の確認を行っております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま町長から各地区の空き家の状況の実数をご答弁いただきました。ここでせっかく平成29年の空家管理条例の施行に伴って利根町空家等対策協議会条例の中で特定空き家、環境が悪化する危険性のある空き家とか倒壊の危険性、こういったものに対する町当局の調査結果ですが、そういう危険性がある空き家があるかどうか、その点もお尋ねします。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 先ほど町長がお答えしまして、23軒という管理不十分と思われる空き家がございます。

また、特定空き家には指定はしておりませんので、現状では管理不十分という状況でございます。

空家対策協議会を平成28年につくりまして、その中でどういったものが特定空き家になるかという基準をつくっているところでございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） だんだん空き家がふえてきますので、人口減少で空き家対策をしっかりと協議会で地についた協議をし、対策をお願いします。

次に3番でございますが、質問の内容を申しますと、都市拡大期の都市計画から都市縮小期に入りました。土地利用の規制緩和という政策を組み合わせる時期に差しかかっています。その考え方をお尋ねします。

具体的には、土地利用には都市計画法がありまして、都市計画法には市街化区域と市街化調整区域の区分があります。調整区域は水田とか田畑、山林、原野、採草放牧地とかありますけれども、そこで午前中も旧東文間小学校について質問がありましたけれども、この市街化区域には建築基準法により用途制限には厳しい建物の制限がございます。土地については都市計画法の適用と、用途地域とか用途地域以外についても建築基準法の網がかかっています。二重に網がかかっています。だんだん新しい法律ができて、古いのが残っているんですね。だんだんがんじがらめに二重、三重に網をかけて、これは生活するための基準をするために規制が厳しいんですね。

こういう対策では、国や県、市町村も住民が経済活動をするためにも制限が多くて何もできないんです。ですから、町長おっしゃるように、土地利用の規制緩和、これは町単独ではできませんけど、これをぜひとも県や国のほうにお願いして、幸いにも佐々木町長と大井川知事とは太い、太いパイプが2本も3本もつながっているそうですから、やっぱり人脈を活用して、規制緩和しても利根町の住環境の悪化を招かないような、そういった規制緩和をお願いします。規制緩和の考え方をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 土地利用の規制緩和という政策を組み合わせる時期に差しかかっているが、その考え方についてはとの質問ですが、これまでは、人口増加を前提とした

成長する都市を支えるための都市計画を行ってきました。しかしながら、現在、日本の人口が減っており、町でも人口減少が続く、平成29年4月には過疎地域指定を受けたところでございます。

このような中、国においては、市街化調整区域においても人口減少・高齢化の進行により空き家が発生することによる地域活力の低下等の課題に対し、既存建築物の観光振興や移住・定住促進に活用できるよう、開発許可制度の運用が弾力化されたところであります。このようなことから、今後も土地利用の規制緩和については、国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、居住環境の考え方についてのご質問にお答えいたします。

空き家等の対策については、先ほどの質問でお答えしたとおり、管理不十分と思われる空き家等に対し、適正管理を行うよう指導、助言を行うとともに、定期的な確認を行い、空き家等の管理状況の把握に努めてまいります。

そのほか、良好な環境保全の取り組みとしまして、地球温暖化対策の推進としての温室効果ガス排出抑制や再生可能エネルギーの活用に取り組めます。

また、家庭ごみの減量化の推進や、住民への環境美化意識の啓発と向上に努めてまいります。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今、町長も、規制緩和には熱意を持って国や県に出向いて現状を訴えてくると、これも午前中の高橋議員の質問で町長の公約事項ですが、旧東文間小学校で英語サポート校をつくると、ところが担当課のほうで県に行ったら、県の建築指導課の考えでは、使用する床面積が余りにも少ないので用途変更はできないと、用途変更できなくてはサポート校はできないですね。

これ、学校というのは調整区域でもできるんですけど、特殊学級だと思えるんですね。総面積に占める使用する床面積が少ないから学校と見なさないとかあるんでしょうけれども、こういうのは規制緩和で、先ほどの町長の答弁は、できないものはできないでなく、できないものをできるように頑張ってやると、ですから、これ県のほうに話して実際実態を見てもらって、困っているところを訴えて規制緩和してもらえれば何とかできるんじゃないか、その点、担当課のほうで方策についてあればお答えください。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 用途地域の方策というか、高橋議員がおっしゃるとおり、新産業創出は必要でございますので、何とかそのようにしていかなければならないということは常々感じているところでございますが、五十嵐議員おっしゃるのは、準工業地域指定とか、そういうものを町のほうに取れないのかというお尋ねなのかなと、今ちょっと聞いたところでございますが、固いことと言って先の内容の話で申しわけないんですが、都市計画運用には、効率的な準工業地帯を取るのには都市計画運用指針には、効率的な工業生

産環境保全を図る必要がある場合の工業適用等については、一つの住区を形成する最低限の規模による20ヘクタール以上を目途として飛び地の市街地域を形成することができるとなっておりますので、その20ヘクタールをどこにするかというところでは、そこら辺でないと準工業ではできないところで、今、町ではいろいろやっているときに困っているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに石川課長の答弁で、都市計画法と建築基準法の条文の読解についてはよく理解しました。

そこで課長、今、都市計画法では用途区分、全部で12区域ありますね。利根町では現在6地域あります。準工業地域とか工業地域、工業専用地域、これは非常に厳しいと思うんですが、やはり大きな面積はなかなか民間企業はできないですね。県や国のほうで団地をつくって販売すると、そこで利根町、近隣商業地域がありますね。これは今、住宅や店舗、小規模の工場は立地できます。そこで、昔の従来の装置をして莫大な固定投資をしてやる企業でなくて、今はベンチャー企業がだいぶ各地区で盛んに新しい発想で起こっています。今は世界の企業というのはほとんどベンチャーですね。グーグルとかアマゾンとかいろいろありますけれども、みんなベンチャー企業が世界の経済を支配しています。

ですから、土地を買って莫大な固定投資してやるような制度でなくて、もっと頭を使った企業の誘致もぜひ考えてほしいと思うんです。工業専用とか何かでなくても近隣商業でも十分にベンチャー企業の立地はできます。今、東京でも、東大とか、あの近くでも普通のオフィスを借りてベンチャー企業がどんどんつくっています。ですから行動して、課長みずから東京に行って利根町のよさを売り込んで、ベンチャー企業の誘致をできればお願いします。

それから、これも新聞報道ですが、これは知事が変わってからだいぶ県の工業誘致の方策が変わりました。ちょっと新聞の記事がありましたけど、今、茨城県では工場や企業立地件数が好調で全国トップクラスです。2007年から2016年までの過去10年間の動向ですが、電気業を除いた工場立地件数は全国5位です。それから、企業立地の面積、これは全国1位です。今度4月から大井川知事の政策ですが、これは知事の会見ですよ、従来の企業誘致に加えAI人工知能、それから、あらゆるものがインターネットにつながるIoTを活用した成長分野への研究投資を十分にやると。ですから県の企業誘致の先進産業に相乗りして、利根町も県のほうへ行って、ぜひ利根町のこういうところあるからということで売り込んだほうがいいと思うんです。

そういった意気込みも町長にひとつ伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 都市計画に基づく用途地域と希望の持てる政策転換についてという質問だと思いますが、利根町の用途地域については、開発住宅地の多くは第一種低層

住居専用地域となっており、羽根野台・早尾台の一部が第二種低層住居専用地域となっております。そのほか、布川地区で第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域に指定されております。

また、希望の持てる政策転換には用途地域を見直し、新産業の創出に全力を尽くさなければならないとのことですが、都市計画マスタープランの中で、地域活力の増進と雇用を生み出す新たな産業振興を図り、事務所数や就業人口の減少傾向に歯どめをかけるための土地利用を位置づけ、人口減少と高齢化のさらなる進行が予想される中ではありますが、これからも人口を増やす、減らさないための努力、取り組みは第5次総合振興計画及びマスタープラン等に沿って行っていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今の町長のご答弁ですが、用途地域の区分ですが、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、これが多くて後は余りないそうです。

それで、文と布川地区、これがありまして、文間、東文間は全部全てが100%調整ですね。今は都市計画法が厳しいから、調整区域では農業関係以外の工場とか以外は立地できないんですね。

ちょっと歴史を繰り返しますけれども、利根町では昭和40年代に用途区分をしました。それから用途地域の変更ですが、これは民間の開発業者が住宅地をつくるために20から30ヘクタールの開発行為、それで市街化に編入したんですけど、それ以外は市街化区域ではないんです。ですから、文間、東文間については昭和46年から全く用途区域の変更はないんですね。これについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 用途変更につきましては、かなりハードルが高いと思っております。そう簡単にできるものではないと思います。

ただ、今回、平成28年12月27日に市街化調整区域における建設物の用途変更について、空き家などの既存建設物を地域資源として既存集落のコミュニティ維持や観光振興等による地域再生に活用する場合、許可の運用の弾力化を可能にする技術的助言を発出するというので、ちょっとここら辺やわらかくなってきておりますので、都市計画マスタープランを今つくっておるわけですが、その辺を吟味しながら入れていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ちょっとくどくなりますけれども、4期基本計画、これは平成25年度に制定し平成29年度が5年間の最終年でございます。平成29年度は間もなく終わりますので、ちょうど5年間の基本計画の結果を検証し、さらに次年度に積み残しを乗せてやって、利根町がもっともっとよくなるように願います。

確かに、利根町は東京から40キロ圏という非常に場所はいいです。しかし陸の孤島と言

われています。それで過疎地域、過疎地域を何としても一刻も早く脱却しないと、利根町のイメージがダウンします。過疎債をもらって70%の補助金があるからいいじゃなくて、過疎地域はイメージが悪いです。ですから一気呵成に過疎地域の脱却に向けて真剣に取り組んでほしいと思います。

それではもう一つ、先ほど石川課長が言われましたけれども、都市計画マスタープラン、それから、振興計画、これは用地地域がありますけど、よく歴代の町長が土地利用についての熱い思いがありますね。今の計画では、文間、東文間も含めて各地区の土地利用の将来構想、非常に夢のある世界を描いていますね。なかなかこの夢が実現できませんね。美浦栄線バイパスができました。その周辺には新しい商業とか産業ゾーンを設定し、なかなか夢のある世界ですけど、今度の場合、都市計画マスタープラン、あと振興計画も実のある実効性の高いもの、必ずや5年間でできると、こういう構想では芽も出ないですね。種をまいても芽が出ないですよ、これ。ですから実効性があるような構想をぜひお願いします。

それでは次にまいります。平成29年3月に利根町では「利根町公共施設等総合管理計画」の冊子をつくりまして、皆さんごらんになったと思うんですが、利根町公共施設等総合管理計画、これがせっかくありますので、二、三質問をいたします。

その中で公共下水道ですね、平成30年度は公共下水道の会計予算に管理計画の中でどのくらいの予算が計上してあるかどうか、それをお尋ねします。概略で結構です。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 申しわけございません。そのものに対しましては、ちょっと今手元にございませんで、五十嵐議員が言うのはマンホールのふたの取りかえということでございますか。それで、ふたの交換ということで、平成24年度からどのくらいの枚数をかえているかということでの資料は持ってきておりますので、そちらでよろしいでしょうか。

平成24年度が25枚、平成25年度が31枚、平成26年度は108枚、平成27年度は74枚、平成28年度は49枚、そして、ことしなんですけど3月1日現在47枚の交換をしているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それに関連しまして、今、各地区でゲリラ豪雨、歴史上見ないような一時間に100ミリメートルから130ミリメートルというようなだいぶすごい豪雨が降ります。地球温暖化でだいぶ降りますけど、昨晚もだいぶこの辺も相当な雨が降りました。3月いっぱいの雨量が一晩で降ったと、そういうわけでございますので、公共下水道のマンホール、これを見ますとマンホールのふたの標準耐用年数は車道部で15年、歩道部で30年が交換の目安とされています。そこで、ゲリラ豪雨のときに水道管の中に水が入って、水圧が急に高まって下水が吹き上げると、そういう現象が起こったかどうか、それも過去

の記録があればお答えください。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） あくまでも記憶でございますが、20年くらい前ですか、利根浄化センターの前で流域下水道関連のふたが1回飛んでおります。

それと十二、三年前、やはりこれも流域下水道関連なんですけど、大房地区でふたがちょっと盛り上がったということで、ここ30年の間ではそのくらいなのかなと、いろいろな継続した職員と話を過去にさかのぼって記憶を見たところ、そういうことで2回ぐらい、それも流域関連だけになったということでございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ですから県管理の常南流域下水道でなくて、町管理の下水道もあると思うんですが、そこで本町のふたには飛び散り防止装置、飛散防止装置、これはついてますかね。その現状について、万が一これからゲリラ豪雨で100ミリメートルでも降った場合には下水管に雨水が流れ込みます。ですから、こういった事故を防ぐためにも、飛散防止装置、そういうものはついてますか、その点もお伺いします。

ちょっと不安に思ったものですから。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 今現在、町には汚水、雨水合わせて平成28年度末現在で4,055枚のマンホールのふたがございます。そのうち2,917枚のふたには飛散防止装置がついておりますが、残りの1,138枚のふたには飛散防止装置がついておりません。

これは平成5年以前に製造のマンホールぶたには飛散防止装置がついていなかったことによるもので、先ほど何枚交換しますとちょっとお話ししましたが、それで交換している状況でございます。

現在、毎年定期的に先ほど話しましたとおり、ふたの交換をさせていただいているのでございますが、そのときに独自にふたを交換したり、あと、道路工事を行いましてあわせて交換したりするような形で交換はしておるわけでございますが、残り1,138枚につきましては、いまだ交換はしていないんですが、毎年少しずつ交換をさせていただいているかなと思っております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 下水道は特会ですね。財源も余らないんですけど、やっぱりうまく国や県のほうへお願いして、そういった現状を訴えて、早目に前倒しでやったほうがいいと思うんです。これからだんだん毎年毎年雨量計ではかれないほど降りますよ。ですから早目に前倒しで、借金してもいいから役場で保証して、それでこういったものがもし吹っ飛んだ場合にはすごいけがをしますね。これをぜひ石川課長のご努力に期待します。

次に住民自治基本条例、これは町長の目玉政策ですね。まず、住民自治基本条例の制定する目的は何でしょうか、それをお尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 住民自治基本条例を制定する目的ということで、担当します企画課のほうから説明させていただきます。

まず、住民自治基本条例は、町の最高法規、国で言う憲法のような位置づけになるものでございます。今、全国的に各自治体とも、地方分権によりまして地域の実情に合ったまちづくりを進めていこうということに全力を尽くしているところでございます。そのためには、行政の町民参加や協働のまちづくりというものが不可欠でございまして、これらが衰退しないよう、この条例によりその仕組みを定めようとするものでございます。

具体的には住民、議会、行政の役割、責務等を規定しまして、住民が主体的に参加する協働のまちづくりを推進していくということになります。

その基本的な背景でございますが、地方分権の進展による必要性が一つ、それと行政の住民参加や協働の仕組みづくりを定める必要性というものが一つ、もう一つは画一的な行政サービスの限界による必要性ということで、協働のまちづくりを進めていこうということでございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） よく趣旨は理解しました。

これは佐々木町長の目玉の政策ですね。町長は当初から町長の政治姿勢につきましては、住民の声を大事にすると、それがモットーですね。そして、この条例をつくる場合には、住民の方々や有識者の意見を十分に聞くと、一般質問、自分の政策でも述べています。いい条例ができることを期待しています。

そこで質問ですが、住民自治基本条例制定については審議会等の設置をしますかという質問ですが、平成30年度予算を見ますと、住民自治基本条例策定事業には報償費でお礼ですが、31万5,000円の計上であります。ですから、これは審議会等の設置は考えていないんですね。その点です。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 検討委員会ということで、審議会にかわるものということで住民自治基本条例をまず考えていただく機関ということで位置づけしております。

要綱につきましては、これから制定ということになりますので、まず、この議会が終わりましたらそれに着手しようと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） わかりました。

今度は（2）ですが、これもちょっと中身がくどくなりますが、利根町振興計画審議会条例がありますね。これはつくったのはいつでしたか、昭和50年だね。それから、都市計画審議会条例、これは昭和44年です。いずれも条例ですね。この中の組織についての表現ですがちょっとばらつきがあるんですね。これを今の社会情勢に合ったような一貫性を持

った条例に改廃する考えはあるかどうかをお尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

利根町振興計画審議会条例と利根町都市計画審議会条例、それぞれ第3条の一貫性を欠いているということでございますが、議員ご指摘のとおり、振興計画審議会においては「知識経験者」、都市計画審議会は「学識経験のある者」としておりますので、現在、異なった条文となっております。

これにつきましては、それぞれの所管課が異なることや、条例の制定年度が異なることなどから、双方違った表現になったと考えられますが、その持つ意味合いとしては同じであると解釈しておりますので、現時点での改正は考えておりません。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 時代の背景で改正の考えはないと、そこでこの町民ですね、町長は町民の参加を期待していますけど、一般町民と普通の町民は表現が違いますね。町民でも一般町民とかただの町民、この設置した時代背景、社会情勢の背景、それから、今、国のほうでもいろいろな審議会についても「学識」という言葉を案外使っていないんだよね、知識経験ですね、学識と知識はまた違うんでしょうね。

あともう一つ、振興計画審議会条例組織第3条の中の第3項、これは第1項の第2号に矛盾点があると思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） すみません、ちょっとよく解釈できなかったもので、もう一度お願いいたします。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ここは学校と違うから簡単な常識の範囲で申しますと、第3条の振興計画、組織第3条の中の第1項の2号で知識経験者、この3項の中に職を去ったときは職を失う、第2号の知識経験者は職を去ったなんてことはないと思うんですね。どういう場合に去るのか、これは一般的に破産者になった場合はだめだよね、それぐらいしか職を去る場合がないんだよね。評価のしようがないと思うんです。これ、おかしいと思うんですけど、ここで言ってもしようがないから、ひとつそういうことがあるということだけを発表します。ちょっと単純な考えですけど。

そこで、町長がおっしゃるように、一般町民でなくて町民がやりたいと手を挙げて相当人数をオーバーした場合、こういった場合についての考えですけど、どうしますか、その点をお伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 委員を公募した際に、定数を超過してしまったという場合の取り扱いということでございますが、振興計画審議会委員公募、これを行いました。この公募

に当たりましては、募集要項を定めまして「広報とね」であるとか、町公式ホームページで公募を行っております。

応募後の審査につきましては、あらかじめ審査項目を設定しまして、これに基づき審査いたしまして、適任であると認められる方を採用させていただいております。

また、来年度予定しております住民自治基本条例制定に伴う検討委員会の委員につきましても、同様の方法で公募をしていこうと考えております。

また、都市計画審議会においても、振興計画審議会委員及び住民自治基本条例制定に伴う検討委員会の委員同様、公募していきたいと、取り扱いについても同様にしていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす3月10日から11日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月10日から11日の2日間は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時21分散会